第２７回　肝炎対策推進協議会	
令和３年９月１日	資料２

各委員等からの提案及び見直しの方向性について（案）

肝炎対策基本指針に係る施行状況、各委員等からの提案内容及び見直し方針（案）

番号	肝炎対策基本指針（現行）	これまでの施策の実施概要	第26回肝炎対策推進協議会における患者団体・原告団からのご提案	各委員からのご提案	見直し方針（案）	備　　考
	前文					
1	肝炎とは、肝臓の細胞が破壊されている状態であり、その原因は、ウイルス性、アルコール性、自己免疫性等に分類され、多様である。我が国では、B型肝炎ウイルス又はC型肝炎ウイルス（以下「肝炎ウイルス」という。）感染に起因する肝炎患者が肝炎にり患した者の多くを占めており、B型肝炎及びC型肝炎に係る対策が喫緊の課題となっている。		肝炎とは、肝臓の細胞が破壊されている状態であり、その原因は、ウイルス性、アルコール性、非アルコール性、自己免疫性等に分類され、多様である。我が国では、B型肝炎ウイルス又はC型肝炎ウイルス（以下「肝炎ウイルス」という。）感染に起因する肝炎患者が肝炎にり患した者の多くを占めてきたが、近年では医療の進歩によりC型肝炎患者は減少傾向にある。しかし、B型肝炎患者はむしろ増加傾向にあり、全体としても肝炎に罹患した者の中でウイルス性肝炎患者が依然として半数を占め、重症化する比率はさらに高い。B型肝炎及びC型肝炎に係る対策の継続は必要である。	肝炎とは、肝臓の細胞が破壊されている状態であり、その原因は、ウイルス性、アルコール性、脂肪性、自己免疫性等に分類され、多様である。我が国では、B型肝炎ウイルス又はC型肝炎ウイルス（以下「肝炎ウイルス」という。）感染に起因する肝炎患者が肝炎にり患した者の多くを占めてきたが、近年では医療の進歩によりC型肝炎患者は減少傾向にある。若年層におけるB型肝炎患者は感染防止策の浸透により減少しているが、中高年層では減少していない。ウイルス性肝炎患者が依然として多く、B型肝炎及びC型肝炎に係る対策の継続は必要である。（日浅委員）	・脂肪性（非アルコール性脂肪性肝炎）を追記。 ・B型肝炎の母子感染対策事業やC型肝炎の治療薬の進歩等により、C型肝炎患者は減少しているものの、B型肝炎患者は本指針策定の足元では増加傾向にあり、依然としてウイルス性肝炎の患者数は多く、重症化しやすいため喫緊の課題であることに変わりないとの趣旨を追記。	
2	近年の国におけるB型肝炎及びC型肝炎に係る対策については、平成十四年度からのC型肝炎等緊急総合対策の開始、平成十九年度からの都道府県の選定による肝疾患診療連携拠点病院（以下「拠点病院」という。）の整備等の取組を進めてきた。	・各都道府県に1つ以上の肝疾患診療連携拠点病院が設置。 ・都道府県において、肝炎対策に係る計画の策定及び肝炎対策協議会が設置、運営			変更無し	
3	また、平成20年度以降、肝炎の治療促進のための環境整備、肝炎ウイルス検査の促進、肝炎に係る診療及び相談体制の整備、国民に対する肝炎に係る正しい知識の普及啓発並びに肝炎に係る研究の推進の5本の柱からなる肝炎総合対策を進めてきた。	（基本的に変更無し）			変更無し	
4	さらに、研究分野に関しては、平成二十三年十二月に、肝炎の専門家からなる肝炎治療戦略会議が「肝炎研究十カ年戦略」を取りまとめ、これに基づき肝炎研究に取り組んできたところである。	平成28年12月に、肝炎治療戦略会議にて「肝炎研究10カ年戦略」の中間見直しを行い、これに基づき肝炎研究を推進。			変更無し	
5	最近ではC型肝炎の治療が進展し、患者支援が充実されてきた一方で、肝炎ウイルスに感染しているものの自覚のない者が多数存在すると推定されることや、職域での検診等利便性に配慮した検査体制を整備すること、肝炎ウイルスに起因する肝炎、肝硬変又は肝がんに係る医療（以下「肝炎医療」という。）の体制が十分整備されていない地域があること、精密検査や肝炎医療を適切に受診していない肝炎ウイルス検査結果が陽性である者が多数に上ること等、肝炎医療を必要とする者に適切に肝炎医療を提供していくためには、いまだ解決すべき課題が多い。	・肝炎ウイルス検査による感染率は年々低下傾向、及び肝がんによる死亡率も低下傾向である。 ・各都道府県に1つ以上の肝疾患診療連携拠点病院が設置。 ・都道府県において、肝炎対策に係る計画の策定及び肝炎対策協議会が設置、運営。 ・インターフェロンフリー治療によるC型肝炎治療の進展 ・B型肝炎創薬実用化等研究事業を実施。 ・肝炎医療費の一部助成や定期検査費用への助成等患者支援の充実。 ・肝炎対策への取り組みにおいて、都道府県毎での格差や職域における検診など諸課題が指摘されている。 ・肝炎検査で陽性となった方で、受診されていない方が30万人以上推計される旨、研究班より報告有り（第26回肝炎対策推進協議会　田中参考人発表資料）。	最近では、患者支援が充実されるとともに、C型肝炎はウイルス排除薬の開発により、その撲滅が視野に入る状況となってきたが、ウイルス排除（SVR）後の一部の患者における発がんの危険性が指摘され、これを防止する治療法の研究が望まれる。一方でB型肝炎は、いまだウイルスを排除しうる薬がなく、画期的創薬の開発が求められる。地方公共団体の鋭意努力により、地域における肝炎ウイルス感染者の受検と受診は一定の成果を収めてきたが、依然として肝炎ウイルスに感染しているものの自覚のない者が多数存在すると推定されることや、職域での検診等利便性に配慮した検査体制を整備すること、肝炎ウイルスに起因する肝炎、肝硬変又は肝がんに係る医療（以下「肝炎医療」という。）の体制が十分整備されていない地域があること、精密検査や肝炎医療を適切に受診していない肝炎ウイルス検査結果が陽性である者が多数に上ること等、肝炎医療を必要とする者に適切に肝炎医療を提供していくためには、いまだ解決すべき課題が多い。特に、わが国における肝炎患者等が高齢化しているという状況に対応した施策を推進することが期待される。		（以下の内容を追記） ・C型肝炎は高い確率でウイルス排除が可能になったものの、SVR後の発がん等への対応は引き続き必要。 ・B型肝炎の根治薬の研究開発の継続が必要。 ・肝炎患者が高齢化していることを踏まえ、高齢者にもわかりやすい、より丁寧な周知広報を行う必要がある。	

番号	肝炎対策基本指針（現行）	これまでの施策の実施概要	第26回肝炎対策推進協議会における患者団体・原告団からのご提案	各委員からのご提案	見直し方針（案）	備考
6	また、肝炎ウイルスの感染経路等についての国民の理解が十分でないことや、肝炎ウイルス検査を受検する必要性に関する認識が十分でないことに加え、一部では、肝炎ウイルスに持続感染している者（ウイルス性肝炎から進行した肝硬変又は肝がんの患者を含む。以下「肝炎患者等」という。）に対する不当な差別が存在することが指摘されている。さらに、地域の実情に応じた肝炎対策を策定及び実施する地方公共団体における取組がますます重要になってきている。このような状況を改善し、肝炎対策のより一層の推進を図るためには、引き続き、国や地方公共団体のみならず、あらゆる関係者が一体となって、より一層の連携を図ることが必要である。	・厚生労働科学研究「肝炎ウイルス感染者の偏見や差別による被害防止への効果的な手法の確立に関する研究（H29～R1）」、「ソーシャルメディアなどを活用した肝炎ウイルス感染者の偏見差別の解消を目指した研究（R2～R4）」を実施。 ・厚生労働科学研究「集団生活の場における肝炎ウイルス感染予防ガイドラインの作成のための研究（H23～H25）」を通じて作成したガイドラインを、関係機関に配付を行うとともに、厚生労働省及び肝炎情報センターのHPに掲載。	また、肝炎ウイルスの感染経路等についての国民の理解が十分でないことや、肝炎ウイルス検査を受検する必要性に関する認識が十分でないことに加え、一部では肝炎ウイルスに持続感染している者（ウイルス性肝炎から進行した肝硬変又は肝がんの患者を含む。以下「肝炎患者等」という。）に対する不当な差別が存在することが指摘されている。さらに、地域の実情に応じた肝炎対策を策定及び実施する地方公共団体における取組の継続は重要である。このような状況を改善し、肝炎対策のより一層の推進を図るためには、引き続き、国や地方公共団体のみならず、あらゆる関係者が一体となって、より一層の連携を図ることが必要である。		地方公共団体における取組の継続が重要である旨追記。	
7			WHOにおいても、2030年に世界的な肝炎の排除（エリミネーション）の達成をSDGs（持続可能な開発目標）の一環として実現するべく目標を掲げており、わが国のこれまでの肝炎対策の成果と到達点を再確認しながら、肝炎排除の国際的目標に貢献し、さらに肝炎の完全な克服を目指す取組みを強化する必要がある。		公衆衛生上の脅威としての肝炎ウイルスのelimination（エリミネーション）達成を2030年までに目指すことを、WHOがSDGs達成にも貢献する目標として掲げていることを踏まえ、B型肝炎に対する根治薬の開発により、既に実用化されているC型肝炎に対する抗ウイルス療法と併せて、B型、C型肝炎ウイルスを非常に高い確率で体外に排除できるようにし、「肝炎の完全な克服」を目指すことが必要であると記載。	
8	本指針は、このような現状の下に、肝炎患者等を早期に発見し、また、肝炎患者等が安心して治療を受けられる社会を構築するため、国、地方公共団体等が取り組むべき方向性を示すことにより、肝炎対策のより一層の推進を図ることを目的とし、肝炎対策基本法（平成二十一年法律第九十七号）第九条第五項の規定に基づき、平成二十三年五月に策定された肝炎対策の推進に関する基本的な指針（平成二十三年厚生労働省告示第百六十号）について必要な見直しを行うものである。	平成28年6月30日に肝炎対策の推進に関する基本的な指針を改正。	本指針は、このような現状の下に、肝炎患者等を早期に発見し、また肝炎患者等が安心して治療を受けられる社会を構築するため、国、地方公共団体等が取り組むべき方向性を示すことにより、肝炎対策のより一層の推進を図ることを目的とし、肝炎対策基本法（平成 21 年法律第 97 号）第九条第五項の規定に基づき、平成23年5月に策定され平成28年6月に改訂された肝炎対策の推進に関する基本的な指針（平成 23 年厚生労働省告示第 160 号）について必要な見直しを行うものである。		左記の現状を追記。	
9	なお、我が国では、現在、肝炎にり患した者に占める患者数の多さから、B型肝炎及びC型肝炎に係る対策が喫緊の課題となっている。このため、本指針においては、B型肝炎及びC型肝炎に係る対策に関する事項を定めるものとする。		なお、我が国では、現在、肝炎にり患した者に占める患者数の多さから、B型肝炎及びC型肝炎に係る対策が依然として重要な課題となっている。このため、本指針においては、B型肝炎及びC型肝炎に係る対策に関する事項を定めるものとする。		B型肝炎及びC型肝炎に係る対策が依然として重要であるとの趣旨で追記。	

番号	肝炎対策基本指針（現行）	これまでの施策の実施概要	第26回肝炎対策推進協議会における患者団体・原告団からのご提案	各委員からのご提案	見直し方針（案）	備　考
	第１　肝炎の予防及び肝炎医療の推進の基本的な方向					
	（１）基本的な考え方					
10	肝炎（B型肝炎及びC型肝炎をいう。以下同じ。）は、適切な治療を行わないまま放置すると慢性化し、肝硬変や肝がんといったより重篤な病態に進行するおそれがある。このため、肝炎患者等が生活する中で関わる全ての者が肝炎に対する理解を深め、これらの者の協力の下、肝炎患者等が安心して生活できる環境づくりに取り組むことが必要である。したがって、国は、地方公共団体、医療関係者等と連携し、肝炎ウイルス検査の受検促進、検査結果が陽性である者のフォローアップや肝炎患者等の早期かつ適切な肝炎医療の受診の促進等の肝炎総合対策を推進することにより、肝硬変又は肝がんへの移行者を減らすことを目標とし、肝がんのり患率をできるだけ減少させることを指標として設定する。	肝がんの年齢調整罹患率（対人口10万人）は、平成28年は14.7、平成29年は13.3。			「肝炎の完全な克服」を達成することで肝硬変又は肝がんへの移行者を減らすこととし、肝がんのり患率をできるだけ減少させることを具体的な指標として設定するという趣旨を追記。	
11	また、肝炎対策は、肝炎患者等を含めた国民の視点に立ち、国民の理解及び協力を得て、肝炎患者等を含む関係者が一体となって、連携して対策を進めることが重要である。	肝炎対策協議会等の場を通じ、国、地方自治体、関係団体及び患者団体での連携を実施。			変更無し	
12	なお、国及び地方公共団体が肝炎対策を実施するに当たっては、その目標、具体的な指標等を設定し、定期的にその達成状況を把握し、必要に応じて施策の見直しを検討することが重要である。	・厚生労働科学研究「肝炎の病態指標の開発と肝炎対策の応用に関する研究（H29～R1）」、「肝炎総合対策の拡充への新たなアプローチに関する研究（R2～R4）」を実施。 ・国及び自治体の肝炎対策の取組状況について肝炎対策推進協議会で報告。 ・各自治体における肝炎対策の取組状況を把握するため、例年「肝炎対策に関する調査」を実施。			基本法の理念に検査・医療の均てん化について記載があり、留意が必要であるという趣旨で追記。	
	（２）肝炎ウイルス検査の更なる促進					
13	肝炎ウイルスの感染経路は様々であり、個々人が肝炎ウイルスに感染した可能性があるか否かを一概に判断することは困難であることから、全ての国民が、少なくとも一回は肝炎ウイルス検査を受検する必要があると考えられる。特に、肝炎ウイルス検査を受けたことがない人が、自らの健康や生命に関わる問題であることを認識し、できる限り早期に受検するとともに、その結果を認識し、検査結果に応じた受診等の行動につながるようにすることが重要である。	・自治体による肝炎ウイルス検査の年間受検者数は、H28年度以降B型、C型とも100万人程度で推移。 ・健康増進事業による肝炎ウイルス検査では、40歳以上で5歳刻みの年齢は国の補助対象。 ・肝炎総合対策国民運動事業（知って、肝炎プロジェクト）及び地方自治体、拠点病院を通じて、肝炎ウイルス検査等の啓発を実施（知って、肝炎関係では「一生に一度は肝炎ウイルス検査を」との考えの下、検査を受けるよう推奨）。 ・平成30年度の診療報酬改定で肝炎ウイルス検査の検査結果説明を手術前医学管理料算定の要件とした。	肝炎ウイルスの感染経路は様々であり、個々人が肝炎ウイルスに感染した可能性があるか否かを一概に判断することは困難であることから、一定年齢に達すれば必ずウイルス検査を受検するよう啓発や勧奨を推進し、全ての国民が少なくとも一回は肝炎ウイス検査を受検する必要があると考えられる。特に、肝炎ウイルス検査を受けたことがない人が、自らの健康や生命に関わる問題であることを認識し、できる限り早期に受検するとともに、その結果を認識し、検査結果に応じた受診等の行動につながるようにすることが重要である。	これまでの検討から、肝炎ウイルス検査をうける適切な年齢について結論がでていないのが現状と思います。「一定年齢に達すれば必ず」は難しいと思いますので、「ウイルス検査を受検するよう啓発や勧奨を推進し、」と追記するのはいかがでしょうか。（日浅委員）	広く国民に普及啓発を行うと同時に、年齢等に焦点を絞って普及啓発を行うことも重要である、という趣旨で追記。	
14	このため、肝炎ウイルス検査の受検体制を整備し、受検の勧奨を行うことが必要であるが、特に、引き続き、地方公共団体等による検査以外に職域において検査を受けられる機会を確保する等の取組を進めるとともに、検査結果が陽性である者の早期かつ適切な受診を促すためのフォローアップ体制の整備にも、併せて取り組んでいくことが必要である。	・厚生労働科学研究で実施された「平成29年度肝炎検査受検状況実態把握調査（国民調査）」では未受検者はB型で約3割、C型で約4割。 ・初回精密検査の費用助成対象を職域検査等へも拡大 ・定期検査の費用助成を拡充。 ・厚生労働科学研究「職域等も含めた肝炎ウイルス検査受検率向上と陽性者の効率的なフォローアップシステムの開発・実用化に向けた研究（H29～R1）」、「新たな手法を用いた肝炎ウイルス検査受検率・陽性者受診率の向上に資する研究（R2～R4）」を実施。 ・都道府県等が、管内の保険者や職域での肝炎ウイルス検査を実施する医療機関のうち、被保険者や職域検査の受検者に対する肝炎に係る啓発や肝炎ウイルス検査の受検勧奨を行うことに協力が得られる者に依頼して啓発等を行う、職域検査促進事業を実施。	このため、肝炎ウイルス検査の受検体制を整備し、特にそれまでの未受検者に対して焦点を絞った受検の勧奨を行うことが必要であるが、特に、引き続き、地方公共団体等による検査以外に職域において検査を受けられる機会を確保する等の取組を進めるとともに、検査結果が陽性である者に対しては、C型肝炎は高い確率でウイルス排除が可能であること、B型肝炎もウイルス抑制が可能であることの理解を促しつつ、早期かつ適切な受診を促すためのフォローアップ体制の整備には重点的に取り組んでいくことが必要である。	未受検者に焦点を絞るために、受検済みの方が繰り返し検査を受けないよう、陽性/陰性のいずれの結果も正しく認識してもらうことも重要です。（日浅委員） このため、肝炎ウイルス検査の受検体制を整備し、特にそれまでの未受検者に対して焦点を絞った受検の勧奨を行うことが必要である。引き続き、地方公共団体等による検査以外に職域において検査を受けられる機会を確保する等の取組を進めるとともに、検査結果が陽性である者に対しては、C型肝炎は高い確率でウイルス排除が可能であること、B型肝炎もウイルス抑制が可能であることの理解を促しつつ、早期かつ適切な受診を促すためのフォローアップ体制の整備には重点的に取り組んでいくことが必要である。（郡山委員）	・特に未受検者に対して普及啓発を行うことも重要。 ・早期受診のメリットなどを理解していただき、受診の促進につなげる。 ・B型肝炎もウイルスの増殖の抑制が高い確率で可能であることの理解を促す。 という趣旨を追記。	
15		・職域検査促進事業の実施。 ・初回精密検査の費用助成対象を職域検査等へも拡大。 ・肝炎情報センター戦略的強化事業（就労モデル事業）の実施	職域の検診と陽性者フォローは、医療の進歩により就業と治療が両立可能であることを背景として、一層の拡充を推進する。	「職域の検診と陽性者フォローは、医療の進歩により就業と治療が両立可能であることを背景として、一層の拡充を推進する。」と追記する旨、患者団体・原告団から提案されているが、職域の取り組み（検診と陽性者フォロー）についても新たに触れられ、仕事と治療の両立について言及されていることを評価する。患者団体・原告団の提案どおり追記すべきではないか。（大久保委員）	従来は就業と治療の両立が困難であったが、医療の進歩により治療を行いながら就労することが可能となったことを浸透させるためより一層普及啓発をするとの趣旨で追記。	

番号	肝炎対策基本指針（現行）	これまでの施策の実施概要	第26回肝炎対策推進協議会における患者団体・原告団からのご提案	各委員からのご提案	見直し方針（案）	備考
	（3）適切な肝炎医療の推進					
16	肝炎患者等の健康保持のためには、個々の状況に応じた適切な治療を受けることが重要である。	・全国47都道府県に71施設の肝疾患診療連携拠点病院を設置。拠点病院、肝疾患専門医療機関、かかりつけ医間のネットワーク体制を構築。 ・厚生労働科学研究「肝炎ウイルス感染者の偏見や差別による被害防止への効果的な手法の確立に関する研究（H29～R1）」、「ソーシャルメディアなどを活用した肝炎ウイルス感染者の偏見差別の解消を目指した研究（R2～R4）」を実施。	肝炎患者等の健康保持のためには、個々の状況に応じた適切な治療を受けることが重要である。他方で、肝炎については症状が進行しなければ自覚症状が乏しいことが多く、また肝炎患者等に対する偏見・差別が存在するなどの事情を医療機関は十分に認識して肝炎患者等に接することが必要不可欠である。		肝炎患者が適切な医療を受けられるよう、医療機関においては、肝炎は症状が進行しなければ自覚症状が乏しいことが多く、また肝炎患者等に対する偏見・差別が存在する、などの事情を認識して肝炎患者に接することが必要である、との趣旨で追記。	
17	肝炎患者等に対し、病態に応じた適切な肝炎医療を提供するためには、専門的な知識や経験が必要であるため、個々の肝炎患者等は、肝炎医療を専門とする医療機関（以下「専門医療機関」という。）において治療方針の決定を受けることが望ましい。	・厚生労働科学研究「肝炎の病態評価指標の開発と肝炎対策への応用に関する研究（H29～R1）」、「肝炎総合対策の拡充への新たなアプローチに関する研究（R2～R4）」で専門医療機関向けの指標を検討。 ・厚生労働科学研究「地域に応じた肝炎ウイルス診療連携体制構築の立案に資する研究（H30～R2）」を実施。			変更無し	
18	また、専門医療機関において治療方針の決定を受けた肝炎患者等は、継続して適切な治療を受けることが必要である	肝炎患者に対する医療費及び定期検査費用への助成を実施。			変更無し	
19	このため、肝炎患者等が、居住地域にかかわらず適切な肝炎医療を受けられるよう、地域の特性に応じた肝疾患診療体制を構築するため、拠点病院が中心となって、専門医療機関等の治療水準の向上、かかりつけ医を含む地域の医療機関との連携の強化等を図る必要がある。	・全国47都道府県に71施設の肝疾患診療連携拠点病院を設置。拠点病院、肝疾患専門医療機関、かかりつけ医間のネットワーク体制を構築。 ・厚生労働科学研究「ネットワーク社会における地域の特性に応じた肝疾患診療連携体制構築に資する研究（R3～R5）」を実施。	このため、肝炎患者等が、居住地域にかかわらず適切な肝炎医療を受けられるよう、地域の特性に応じた肝疾患診療体制を構築するため、拠点病院が中心となって、専門医療機関等の治療水準の向上、かかりつけ医を含む地域の医療機関との連携の強化等を図り、地域連携の一方法として遠隔地からの相談支援に容易に応えられるオンライン診療の活用等を研究・推進する必要がある。	このため、肝炎患者等が、居住地域にかかわらず適切な肝炎医療を受けられるよう、地域の特性に応じた肝疾患診療体制を構築するため、拠点病院が中心となって、専門医療機関等の治療水準の向上、かかりつけ医を含む地域の医療機関との連携の強化等を図る必要がある。また、僻地など専門医療機関との連携が難しい地域に居住する肝炎患者等に対する相談支援について、情報通信技術の活用等を推進・研究する必要がある。（日浅委員）	ICTの活用等による地域連携の強化に向けた研究を推進するという趣旨を追記。	
20	また、肝炎ウイルスを排除し又はその増殖を抑制する抗ウイルス療法（肝炎の根治目的で行うインターフェロン治療及びインターフェロンフリー治療又はB型肝炎の核酸アナログ製剤治療をいう。以下同じ。）については、肝硬変や肝がんといった、より重篤な病態への進行を予防し、又は遅らせることが可能である。また、抗ウイルス療法は、結果的にウイルス量が低減することにより二次感染の予防につながるという側面もある。このため、引き続き、抗ウイルス療法に対する経済的支援に取り組み、その効果を検証していく必要がある。	・肝炎患者の医療費負担を低減し、医療アクセスの機会を担保するため、平成20年4月から、ウイルス性肝炎に対する抗ウイルス療法への医療費助成を開始し、順次、対象医療を拡充。			変更無し	
	（4）肝炎医療を始めとする研究の総合的な推進					
21	肝炎は国内最大級の感染症であり、感染を放置すると肝硬変や肝がんといった重篤な病態に進行する。このため、肝炎医療の水準の向上等に向けて、肝炎に関する基礎、臨床及び疫学研究等を総合的に推進する必要がある。	・平成28年12月に見直しが行われた「肝炎研究10カ年戦略」を基軸として、戦略的に推進。 ・肝炎に関する基礎研究、臨床研究、疫学研究など重要性の高い研究に重点的に研究資源を投入。 ・インターフェロンフリー治療によるC型肝炎治療の進展			変更無し	
22	また、肝炎患者等の負担軽減に資するよう、肝炎対策を総合的に推進するための基盤となる行政的な課題を解決するために必要な研究についても、現状を踏まえて進める必要がある。	・肝炎に関する行政研究は、政策的に必要性の高い分野に重点的に研究資源を投入。 ・行政研究での成果は、政策の検討などに活用。 ・現在実施中の厚生労働科学研究 「肝炎総合対策の拡充への新たなアプローチに関する研究」「肝がん・重度肝硬変の治療に係るガイドラインの作成等に資する研究」、「肝炎ウイルス感染状況の把握及び肝炎ウイルス排除への方策に資する疫学研究」、「新たな手法を用いた肝炎ウイルス検査受検率・陽性者受診率の向上に資する研究」、「肝炎等克服政策研究事業の企画及び評価に関する研究」、「非ウイルス性を含めた肝疾患のトータルケアに資する人材育成等に関する研究」、「ソーシャルメディア等を活用した肝炎ウイルス感染者の偏見差別の解消を目指した研究」、「ネットワーク社会における地域の特性に応じた肝疾患診療連携体制構築に資する研究」、「オーダーメードの肝炎ウイルス感染防止・重症化予防ストラテジーの確立に資する研究」	また、肝炎患者等の負担軽減に資するよう、肝炎対策を総合的に推進するための基盤となる行政的な課題を解決するために必要な研究についても、地方公共団体や拠点病院の現状に関する評価を踏まえて進める必要がある。	現行のままで良いかと思います。（日浅委員）	各地域により異なる肝炎医療等の現状を踏まえて進める必要がある、との趣旨で追記。	

番号	肝炎対策基本指針（現行）	これまでの施策の実施概要	第26回肝炎対策推進協議会における患者団体・原告団からのご提案	各委員からのご提案	見直し方針（案）	備考
	（5）肝炎に関する正しい知識の更なる普及啓発		（5）肝炎に関する正しい知識の更なる普及啓発と人権教育の徹底		（5）肝炎に関する正しい知識の更なる普及啓発と肝炎患者等の人権の尊重	
23	肝炎ウイルスは、感染しても自覚症状に乏しいことから、感染に気付きにくく、また、感染を認識していても、感染者が早急な治療の必要性を認識しにくい。このため、国民一人一人が感染によるリスクを自覚した対応を図るよう、肝炎についての正しい知識を持つための更なる普及啓発に取り組む必要がある。	・ウイルス性肝炎に対する正しい知識が広く受け入れられるよう、肝炎総合対策国民運動事業（知って、肝炎プロジェクト）など種々の広報活動を実施。 ・厚生労働科学研究「集団生活の場における肝炎ウイルス感染予防ガイドラインの作成のための研究（H23～H25）」を通じて作成したガイドラインを、関係機関に配付を行うとともに、厚生労働省及び肝炎情報センターのHPに掲載。	肝炎ウイルスは、感染しても自覚症状に乏しいことから、感染に気付きにくく、また、感染を認識していても、感染者が早急な治療の必要性を認識しにくい。このため、国民一人一人が感染によるリスクを自覚した対応を図るよう、肝炎についての正しい知識を持つために、より計画的な普及啓発に取り組む必要がある。	肝炎ウイルスは、感染しても自覚症状に乏しいことから、感染に気付きにくく、また、感染を認識していても、感染者が早急な治療の必要性を認識しにくい。このため、国民一人一人が感染によるリスクを自覚した対応を図るよう、肝炎についての正しい知識を持つために、若年層への啓発を含め、より計画的な普及啓発に取り組む必要がある。（日浅委員）	幅広い世代に対応するよう各年代に応じたわかりやすい普及啓発にその効果を見つつ取り組む、との趣旨で追記。	
24	さらに、肝炎患者等に対する不当な差別を解消し、また、感染経路についての知識不足による新たな感染を予防するためにも、肝炎についての正しい知識を普及し、これにより肝炎患者等に関わる者が適切な対応を行うことができるようにすることが必要である。	厚生労働科学研究「肝炎ウイルスの新たな感染防止・残された課題・今後の対策（H30～R2）」、「オーダーメードの肝炎ウイルス感染防止・重症化予防ストラテジーの確立に資する研究（R3～R5）」を実施。 ・厚生労働科学研究「肝炎ウイルス感染者の偏見や差別による被害防止への効果的な手法の確立に関する研究（H29～R1）」、「ソーシャルメディアなどを活用した肝炎ウイルス感染者の偏見差別の解消を目指した研究（R2～R4）」を実施。 ・ウイルス性肝炎に対する正しい知識が広く受け入れられるよう、肝炎総合対策国民運動事業（知って、肝炎プロジェクト）など種々の広報活動を実施。			変更無し	
25		副読本「B型肝炎　いのちの教育」を作成。	また、肝炎患者等に対する偏見・差別を解消するためには、正しい知識の普及だけではなく、感染者・感染症患者に対してどのようにふるまうべきか、という観点での人権教育が必要である。 エイズ患者やハンセン病患者・元患者に対する偏見・差別の歴史もふまえ、学校教育及び社会教育における学習等の機会を活用し、人権教育が徹底されなければならない。	文科省の管轄領域なので、学校教育という言い方ではなく青少年に普及啓発するような対策を講じるでいかがでしょうか。　（泉委員） 番号23等で、若年層への普及啓発を強化することを追記するのはいかがでしょうか。（日浅委員）	肝炎患者等に対する偏見・差別を解消するためには、正しい知識の普及だけではなく、偏見・差別の歴史も踏まえ、感染症・感染症患者に対してどのようにふるまうべきかを考え学ぶことが重要であり、地方公共団体、学校教育関係者、患者団体等の様々な関係者と連携し検討を進める、という趣旨を明記。	
	（6）肝炎患者等及びその家族等に対する相談支援や情報提供の充実					
26	肝炎患者等及びその家族等の多くは、肝炎が肝硬変や肝がんといった、より重篤な病態へ進行することに対する将来的な不安を抱えている。また、治療における副作用等、治療開始前及び治療中において、精神的な負担に直面することも多い。このため、こうした肝炎患者等及びその家族等の不安や精神的負担の軽減に資するため、肝炎患者等及びその家族等への相談支援を行う必要がある。	・肝疾患診療連携拠点病院に肝疾患相談センターが設置され、肝炎患者とその家族の肝炎に対する不安や疑問に対応。 ・国立国際医療研究センター肝炎情報センターでは、肝疾患診療連携拠点病院の肝疾患相談センターの相談員を対象とした研修会を実施。 ・肝炎情報センターで肝疾患患者相談支援システムを運用。			変更無し	
27	また、肝炎患者等及びその家族等を含む国民の視点に立った分かりやすい情報提供について、引き続き取組を推進する必要がある	・肝炎総合対策国民運動事業（知って、肝炎プロジェクト）において、スペシャルサポーターを起用したポスターや動画を作成し、効果的・効率的な普及啓発や情報発信を実施。 ・肝炎情報センターや拠点病院の肝疾患相談センター等を通じて、肝炎の医療機関や基礎情報を提供 ・厚生労働科学研究「集団生活の場における肝炎ウイルス感染予防ガイドラインの作成のための研究（H23～H25）」を通じて作成したガイドラインを、関係機関に配付を行うとともに、厚生労働省及び肝炎情報センターのHPに掲載。			変更無し	

番号	肝炎対策基本指針（現行）		これまでの施策の実施概要	第26回肝炎対策推進協議会における患者団体・原告団からのご提案	各委員からのご提案	見直し方針（案）	備　考
				（７）肝炎ウイルス検査及び肝炎医療の均てん化			
28				肝炎対策基本法は、基本理念として「何人もその居住する地域にかかわらず等しく肝炎に係る検査を受けることができるようにすること」（同法第２条第１項２号）、「肝炎ウイルスの感染者及び肝炎患者がその居住する地域にかかわらず等しく適切な肝炎に係る医療を受けることができるようにすること」（同３号）と定めている。肝炎医療の均てん化については、「専門的な知識及び技能を有する医師その他の医療従事者の育成」「医療機関の整備等」「肝炎患者の療養に係る経済的支援」「肝炎医療を受ける機会の確保等」「肝炎医療に関する情報の収集提供体制の整備等」の施策が必要である。	法に既に規定されていることを指針に書く必要があるのか疑問。指針自体が「均てん」に向けた方向性を示しているものではないか。（中澤委員）	基本法の理念に検査・医療の均てん化について記載があり、留意が必要である旨を、第１（１）番号12の後に追記。	
29			・全国47都道府県に71施設の肝疾患診療連携拠点病院を設置。拠点病院、肝疾患専門医療機関、かかりつけ医間のネットワーク体制を構築。 ・厚生労働科学研究「肝炎の病態評価指標の開発と肝炎対策への応用に関する研究（H29～R1）」、「肝炎総合対策の拡充への新たなアプローチに関する研究（R2～R4）」で専門医療機関向けの指標を検討。	国民がどの地域に居住していても、肝炎ウイルス検査の機会が同じように保障され、適切な肝炎医療が同じように受けられることが大切である。		番号19に同趣旨で記載あり。	
30			肝炎対策協議会等の場を通じ、国、地方自治体、関係団体及び患者団体での連携を実施。	肝炎ウイルス検査及び肝炎医療の均てん化のため、国、地方自治体及び拠点病院は、相互に連携し、それぞれの地域で適切な肝炎対策を構築しなければならない。		番号14、19に同趣旨で記載あり。	
31			肝炎患者等支援対策事業を実施。	特に、国は、各地の施策を把握し、標準的な肝炎対策を構築できていない地方自治体に対しては積極的に支援することが求められる。		番号12、120、121に同趣旨で記載あり。	

番号		肝炎対策基本指針（現行）	これまでの施策の実施概要	第26回肝炎対策推進協議会における患者団体・原告団からのご提案	各委員からのご提案	見直し方針（案）	備考
		第２　肝炎の予防のための施策に関する事項					
		（１）今後の取組の方針について					
32		感染経路についての知識不足による新たな感染を予防するため、全ての国民に対して肝炎についての正しい知識を普及することが必要である。	・厚生労働科学研究「肝炎ウイルスの新たな感染防止・残された課題・今後の対策（H30～R2）」、「オーダーメードの肝炎ウイルス感染防止・重症化予防ストラテジーの確立に資する研究（R3～R5）」を実施。 ・厚生労働科学研究「集団生活の場における肝炎ウイルス感染予防ガイドラインの作成のための研究（H23～H25）」を通じて作成したガイドラインを、関係機関に配付を行うとともに、厚生労働省及び肝炎情報センターのHPに掲載。 ・肝炎総合対策国民運動事業（知って、肝炎プロジェクト）など種々の広報活動や研修事業等を実施。			変更無し	
33		また、国は、地方公共団体に対して、妊婦に対するB型肝炎抗原検査を妊婦健康診査の標準的な検査項目として示すほか、各医療機関において、当該検査の結果が陽性であった妊婦から出生した乳児に対するB型肝炎ワクチンの接種等の適切な対応が行われるよう指導を求める等のB型肝炎母子感染予防対策を講じており、これらの対策の効果検証を行うとともに、引き続きこの取組を進める。	厚生労働科学研究「肝炎ウイルスの新たな感染防止・残された課題・今後の対策（H30～R2）」、「オーダーメードの肝炎ウイルス感染防止・重症化予防ストラテジーの確立に資する研究（R3～R5）」を実施。			変更無し	
34		さらに、B型肝炎の感染はワクチンによって予防可能であることから、水平感染防止の手段の一つとして、B型肝炎ワクチンの定期接種を推進していく。	・H28年よりB型肝炎ワクチンの定期接種化を実施。 ・肝炎患者の医療費負担を低減し、医療アクセスの機会を担保するため、平成20年4月から、ウイルス性肝炎に対する抗ウイルス療法への医療費助成を開始し、順次、対象医療を拡充。	さらに、B型肝炎の感染はワクチンによって予防可能であることから、水平感染防止の手段の一つとして、引き続きB型肝炎ワクチンの定期接種を推進していく。C型肝炎については、ウイルス排除が可能となったことから、感染予防の観点からもC型肝炎陽性者のウイルス排除治療の推進に取り組む。	さらに、B型肝炎ウイルス感染はワクチンによって予防可能であることから、水平感染防止の手段の一つとして、引き続きB型肝炎ワクチンの定期接種を推進していく。C型肝炎については、ウイルス排除が可能となったことから、感染予防の観点からもC型肝炎ウイルス陽性者のウイルス排除治療の推進に取り組む。（郡山委員）	感染予防の観点からもC型肝炎患者の抗ウイルス療法の取組を継続する旨を追記。	
		（２）今後取組が必要な事項について					
35	ア	国は、肝炎ウイルスへの新たな感染の発生を防止するために作成された日常生活上の感染予防の留意点を取りまとめた啓発用の資材や、高齢者施設及び保育施設における感染予防ガイドラインについて、地方公共団体等と連携を図りながら、普及啓発を進めるとともに、これらがより一層活用されるような方策を検討する。	・厚生労働科学研究「肝炎ウイルスの新たな感染防止・残された課題・今後の対策（H30～R2）」、「オーダーメードの肝炎ウイルス感染防止・重症化予防ストラテジーの確立に資する研究（R3～R5）」を実施。 ・厚生労働科学研究「集団生活の場における肝炎ウイルス感染予防ガイドラインの作成のための研究（H23～H25）」を通じて作成したガイドラインを、関係機関に配付を行うとともに、厚生労働省及び肝炎情報センターのHPに掲載。 ・医療機関では『標準的な感染予防策』が実施されている。	国は、肝炎ウイルスへの新たな感染の発生を防止するために作成された日常生活上の感染予防の留意点を取りまとめた啓発用の資材や、高齢者施設及び保育施設における感染予防ガイドラインについて、地方公共団体等と連携を図りながら、普及啓発を進めるとともに、これらがより一層活用されるような方策を検討する。さらに、医療従事者を対象とする感染予防ガイドラインの作成・活用についても検討する。		医療機関に対して標準的な感染予防策の重要性について改めて注意喚起するという趣旨で追記。	
36	イ	国は、ピアスの穴あけ等血液の付着する器具の共有を伴う行為や性行為等、感染の危険性のある行為に興味を抱く年代に対して、肝炎についての正しい知識と理解を深めるための普及啓発を進めるとともに、その推進方策について、地方公共団体、学校教育関係者、患者団体等の様々な関係者と連携し検討を進める。	・厚生労働科学研究「肝炎ウイルスの新たな感染防止・残された課題・今後の対策（H30～R2）」、「オーダーメードの肝炎ウイルス感染防止・重症化予防ストラテジーの確立に資する研究（R3～R5）」を実施。 ・ウイルス性肝炎に対する正しい知識が広く受け入れられるよう、肝炎総合対策国民運動事業（知って、肝炎プロジェクト）など種々の広報活動を実施。	国は、ピアスの穴あけやアートメイク等血液の付着する器具の共有を伴う行為や性行為等の感染危険性について、こうした行為に興味を抱く年代が幅広く存在することに配慮しつつ、感染の危険性のある行為に興味を抱く年代に対して、肝炎についての正しい知識と理解を深めるための普及啓発を進めるとともに、その推進方策について、地方公共団体、学校教育関係者、患者団体等の様々な関係者と連携し検討を進める。		・アートメイクを追記。 ・感染の危険性がある行為に関して（年代を限定することなく）幅広く普及を行う旨追記。	
37	ウ	国及び地方公共団体は、医療従事者等の感染のリスクの高い集団を中心として、B型肝炎ワクチンの有効性、安全性等に関する情報提供を行う。	厚生労働科学研究「肝炎ウイルスの新たな感染防止・残された課題・今後の対策（H30～R2）」、「オーダーメードの肝炎ウイルス感染防止・重症化予防ストラテジーの確立に資する研究（R3～R5）」を実施。			変更無し	

番号	肝炎対策基本指針（現行）	これまでの施策の実施概要	第26回肝炎対策推進協議会における 患者団体・原告団からのご提案	各委員からのご提案	見直し方針（案）	備　　考
38	エ 国は、地方公共団体と協力して、B型肝炎ワクチンの定期接種の実施を図る。	H28年よりB型肝炎ワクチンの定期接種化を実施。			変更無し	
39		・インターフェロンフリー治療によるC型肝炎治療の進展 ・肝炎患者の医療費負担を低減し、医療アクセスの機会を担保するため、平成20年4月から、ウイルス性肝炎に対する抗ウイルス療法への医療費助成を開始し、順次、対象医療を拡充。	オ 国は、地方公共団体と協力して、C型肝炎陽性者をウイルス排除治療に誘導する。	記載するのであれば、「国は、地方公共団体と協力して、C型肝炎ウイルス排除治療の適応のある患者に、積極的な治療の実施を図る。」と思います。感染者全例が治療適応ではないため、全ての陽性者を治療に誘導することを示唆する記述は誤解を招く可能性があり、あえて挙げる必要はないかとも思います。（日浅委員） オ 国は、地方公共団体と協力して、C型肝炎ウイルス陽性者をウイルス排除治療に誘導する。（郡山委員）	C型肝炎患者の抗ウイルス療法を引き続き推進する旨を追記。	
	第3　肝炎検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項					
	（1）今後の取組の方針について					
40	肝炎ウイルスの感染状況を本人が把握するための肝炎ウイルス検査については、医療保険者や事業主等の多様な実施主体において実施されていることや、プライバシーに配慮して匿名で実施されている場合があること等から、当該検査の受検状況の実態を把握することは困難な状況にある。	・職場健診でのB型、C型ウイルス検査は、選択項目により実施されている場合、又は人間ドックにより実施されている場合となる。（労働安全衛生法第66条第1項に定める健康診断の項目に肝炎ウイルス検査は入っていない。） ・肝炎ウイルス検査の結果に関する情報については、通達によりプライバシー保護に十分配慮することを求めている。 ・厚生労働科学研究「職域等も含めた肝炎ウイルス検査受検率向上と陽性者の効率的なフォローアップシステムの開発・実用化に向けた研究（H29～R1）」、「新たな手法を用いた肝炎ウイルス検査受検率・陽性者受診率の向上に資する研究（R2～R4）」を実施。			肝炎ウイルスの検査結果の取扱には配慮が必要である旨を追記。	
41	しかしながら、肝炎ウイルス検査体制の整備及び普及啓発を効果的に実施するためには、施策を行う上での指標が必要であることから、地方公共団体での肝炎ウイルス検査の受検者数等の肝炎ウイルス検査の実施状況を把握するための調査及び研究が引き続き必要である。	・厚生労働科学研究で実施された「平成29年度肝炎検査受検状況実態把握調査（国民調査）」では未受検者はB型で約3割、C型で約4割。 ・自治体による肝炎ウイルス検査の年間受検者数はH28年度以降、B型、C型とも100万人程度で推移。			肝炎ウイルス検査の受検の促進と陽性と判明した者が受診するようフォローアップを行うことは重要であり、フォローアップの状況についても調査・研究に含まれるよう、「肝炎ウイルス検査「等」の実施状況」と追記。	
42	また、肝炎ウイルス検査の未受検者や、受検している が検査結果を正しく認識していない者等、感染の事実を認識していない肝炎患者等が多数存在することが推定される。このため、感染経路は様々であり、本人の自覚なしに感染している可能性があることを含めて、肝炎に関する正しい知識の普及啓発を行い、全ての国民が少なくとも一回は肝炎ウイルス検査を受検することが必要であることを周知する。	肝炎総合対策国民運動事業（知って、肝炎プロジェクト）、肝炎情報センター、拠点病院における普及啓発等を実施。			変更無し	
43	また、研究の成果も踏まえ、受検者の利便性に配慮して肝炎ウイルス検査を受検できる体制の整備等を引き続き進めるとともに、施策の効果を検証するための研究を推進する必要がある。	・出張型検診の実施、医療機関への委託検査、他の検診の場の活用など多様な選択肢を用意し、受検者の利便性に配慮。 ・健康増進事業に基づく肝炎ウイルス検診の個別勧奨の実施。 ・肝炎ウイルス検査の結果に関する情報については、通達によりプライバシー保護に十分配慮することを求めている。 ・肝炎ウイルス検査に関する検査情報サイト「肝ナビ」を肝炎情報センターにて運用。 ・厚生労働科学研究「職域等も含めた肝炎ウイルス検査受検率向上と陽性者の効率的なフォローアップシステムの開発・実用化に向けた研究（H29～R1）」、「新たな手法を用いた肝炎ウイルス検査受検率・陽性者受診率の向上に資する研究（R2～R4）」を実施。	また、職域検査等の研究の成果も踏まえ、受検者の利便性及びプライバシーに配慮して肝炎ウイルス検査を受検できる体制の整備等を引き続き進めるとともに、施策の効果を検証するための研究を推進する必要がある。	「職域検査等の研究の成果」と修正する旨、患者団体・原告団からの提案されているが、「職域検査等の」と限定を付す意味は何か、不明である。実績のある研究が職域対象に限られているのだとしても、対象が限定された研究であることを強調する必要はないのではないか。 「利便性及びプライバシーに配慮して」という修正提案には賛成する。 患者団体・原告団の提案を一部修正すべきではないか。 （大久保委員）	肝炎検査に当たってプライバシーに配慮することを追記。	

番号		肝炎対策基本指針（現行）	これまでの施策の実施概要	第26回肝炎対策推進協議会における患者団体・原告団からのご提案	各委員からのご提案	見直し方針（案）	備　　考
44		また、受検率の向上に当たっては、肝炎ウイルス検査等を勧める肝炎医療コーディネーターやITの活用等、現場の状況に応じた対応を図っていくことが重要である。	・肝炎患者等支援対策事業（肝炎医療コーディネーター養成）の実施。 ・R2年3月時点で、全国で約2万人の肝炎医療コーディネーターを養成。 ・厚生労働科学研究「肝炎ウイルス検査受検から受診、受療に至る肝炎対策の効果検証と拡充に関する研究（H29～R1）」、「非ウイルス性を含めた肝疾患のトータルケアに資する人材育成等に関する研究（R2～R4）」を実施。 ・厚生労働科学研究において、職域における受検・受診促進のためのホームページを作成・公開。	また、受検率の向上に当たっては、肝炎ウイルス検査等を勧める肝炎医療コーディネーターやITの活用等及びひとりわけ未受検者に対してさらなる働きかけを行う等、現場の状況に応じた対応を図っていくことが重要である。	また、受検率の向上に当たっては、肝炎ウイルス検査等を勧める肝炎医療コーディネーターやITの活用、各県の肝疾患センターおよび地方公共団体から未受検者に対する働きかけを行う等、現場の状況に応じた対応を図っていくことが重要である。 （日浅委員）	特に未受検者に対して更なる周知が必要である、という趣旨で追記。	
45		さらに、肝炎ウイルス検査の結果について、受検者各自が正しく認識できるよう、肝炎の病態等に係る情報提供を行うとともに、肝炎医療に携わる者に対し、肝炎ウイルス検査に関する最新の知見についての研修や情報提供を適切に行う必要がある。	・肝炎情報センター戦略的強化事業（肝臓病教室や市民公開講座、肝炎専門医療従事者研修事業）の実施。 ・肝炎患者等支援対策事業（肝炎診療従事者研修）の実施			変更無し	
		（２）今後取組が必要な事項について					
46	ア	国は、国民の肝炎ウイルス検査に係る受検率や検査後の受診状況等について把握するための調査及び研究を引き続き行う。	・厚生労働科学研究「職域等も含めた肝炎ウイルス検査受検率向上と陽性者の効率的なフォローアップシステムの開発・実用化に向けた研究（H29～R1）」、「新たな手法を用いた肝炎ウイルス検査受検率・陽性者受診率の向上に資する研究（R2～R4）」を実施。 ・厚生労働科学研究でR2年度に「肝炎検査受検状況実態把握調査（国民調査）」を実施。			変更無し	
47	イ	国は、現在、地方公共団体が実施主体となって行っている肝炎ウイルス検査について、地方公共団体に対し、引き続き、検査の実施とその体制の整備を要請する。地方公共団体は、例えば肝炎医療コーディネーター等を活用した普及啓発等の個別の受検勧奨等を進めるとともに、医療機関への委託検査や出張型検診等、利便性に配慮した体制の整備を図る。国は、これらの地方公共団体の取組に対して、研究班での成果等を踏まえ必要な支援を行う。	・自治体による健康増進事業、特定感染症検査等事業による肝炎ウイルス検査体制の確保。 ・平成26年4月から「ウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業」を開始、拡充。 ・厚生労働科学研究「職域等も含めた肝炎ウイルス検査受検率向上と陽性者の効率的なフォローアップシステムの開発・実用化に向けた研究（H29～R1）」、「新たな手法を用いた肝炎ウイルス検査受検率・陽性者受診率の向上に資する研究（R2～R4）」を実施。 ・厚生労働科学研究「肝炎ウイルス検査受検から受診、受療に至る肝炎対策の効果検証と拡充に関する研究（H29～R1）」、「非ウイルス性を含めた肝疾患のトータルケアに資する人材育成等に関する研究（R2～R4）」を実施。				
48	ウ	国及び地方公共団体は、相互に協力して、肝炎ウイルス検査に関する効果的な広報に取り組む。あわせて、肝炎ウイルス検査の受検について、職域において健康管理に携わる者や、医療保険者、事業主等の関係者を通じ、職域において受検勧奨が行われるような取組を図る。	・「肝炎総合対策国民運動事業（知って、肝炎プロジェクト）」等による広報を通じて、国民や保険者等への啓発活動を実施。 ・職域検査促進事業の実施。			未受検者の受検につながるような広報に取り組む、という趣旨で追記。	
49	エ	国は、多様な検査機会の確保の観点から、健康保険法（大正十一年法律第七十号）に基づき行われる健康診査等及び労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）に基づき行われる健康診断時に併せて肝炎ウイルス検査が実施されるよう、地方公共団体や拠点病院等と連携し、研究班の成果等も踏まえ、医療保険者や事業主等の関係者の理解を得て、その促進に取り組む。 また、医療保険者や事業主が肝炎ウイルス検査を実施する場合の検査結果について、プライバシーに配慮した適正な通知と取扱いがなされるよう、医療保険者及び事業主に対して引き続き周知を行う。	・厚生労働科学研究において、職域における受検・受診促進のためのホームページを作成・公開。 ・「肝炎総合対策国民運動事業（知って、肝炎プロジェクト）」等による広報を通じて、国民や保険者等への啓発活動を実施。 ・職域検査促進事業の実施。			変更無し	

番号		肝炎対策基本指針（現行）	これまでの施策の実施概要	第26回肝炎対策推進協議会における患者団体・原告団からのご提案	各委員からのご提案	見直し方針（案）	備考
50	オ	国、国立研究開発法人国立国際医療研究センター肝炎・免疫研究センター肝炎情報センター（以下「肝炎情報センター」という。）、地方公共団体、拠点病院等は、相互に連携を図りながら、肝炎ウイルス検査の受検前及び結果通知時において、受検者各自が、病態、治療及び予防について正しく認識できるよう、肝炎の病態、治療及び予防に関する情報について、受検者等への普及啓発を行う。	・肝炎情報センター戦略的強化事業（肝臓病教室や市民公開講座）の実施。 ・肝炎患者等支援対策事業（肝炎診療従事者研修）の実施。 ・「肝炎総合対策国民運動事業（知って、肝炎プロジェクト）」等による広報を通じた啓発活動を実施。			変更無し	
51	カ	国及び地方公共団体は、肝炎情報センター及び拠点病院の協力を得ながら、医療機関に対し、手術前等に行われる肝炎ウイルス検査の結果について、例えば電子カルテによるシステムを利用する等により、受検者に適切に説明を行うよう依頼する。医療機関は、肝炎ウイルス検査の結果について確実に説明を行い、受診につなげるよう取り組む。	・平成30年度の診療報酬改定で肝炎ウイルス検査の検査結果説明を手術前医学管理料算定の要件とした。 ・厚生労働科学研究「職域等も含めた肝炎ウイルス検査受検率向上と陽性者の効率的なフォローアップシステムの開発・実用化に向けた研究（H29～R1）」、「新たな手法を用いた肝炎ウイルス検査受検率・陽性者受診率の向上に資する研究（R2～R4）」を実施。	国及び地方公共団体は、肝炎情報センター及び拠点病院の協力を得ながら、医療機関に対し、手術前等に行われる肝炎ウイルス検査の結果について、例えば電子カルテによるシステムを利用する等により、受検者に適切に説明を行うよう依頼する。特に小規模医療機関については、これまでの取組みの成果を踏まえつつ、全国的な実態調査やさらなる研究に基づいて、陽性者を受診につなげる施策をいっそう推進する。医療機関は、肝炎ウイルス検査の結果について確実に説明を行い、もれなく受診につなげるよう重要課題として取り組む。	国及び地方公共団体は、肝炎情報センター及び拠点病院の協力を得ながら、医療機関に対し、手術前等に行われる肝炎ウイルス検査の結果について、例えば電子カルテによるシステムを利用する等により、受検者に適切に説明を行うよう依頼する。これまでの取組みの成果を踏まえつつ、陽性者が専門医療機関等を受診することができるように、国民、医療機関等への周知を推進する。医療機関は、肝炎ウイルス検査の結果について確実に説明を行い、受診につなげるよう取り組む。（日浅委員）	検査結果の説明について、小規模医療機関も含めて受検者に説明がなされるよう依頼する、という趣旨で追記。	
52	キ	国、肝炎情報センター、地方公共団体及び拠点病院は、肝炎ウイルス検査実施機関において適切な検査が実施されるよう、保健所や医療機関の従事者に対して、最新の知見を踏まえた肝炎検査及び肝炎医療に関する研修の機会を提供する。また、研修の実施機関は、研修の実施状況について、適宜、国や都道府県に報告する。	・肝炎情報センター戦略的強化事業（肝炎専門医療従事者研修事業）の実施。 ・肝炎患者等支援対策事業（肝炎診療従事者研修）の実施。			変更無し	
		第4　肝炎医療を提供する体制の確保に関する事項					
		（1）今後の取組の方針について					
53				【患者への情報提供】 ＊「今後の取組の方針」及び「今後取組が必要な事項について」に以下の趣旨を加える。 「感染者・患者が適切な医療を受けるためには、ウイルス性肝炎の診療・治療について感染者・患者自身が正しい知識をもつことが必要である」 「国は、肝炎情報センター、地方公共団体、拠点病院と連携して、感染者・患者に正しい知識が伝わる仕組みを構築し、その仕組みを全国に普及する」	これまでも肝臓病教室等で実施してきた内容ですので、今までの項目で包括されていると思います。（日浅委員）	番号54，60で対応	
54		肝炎ウイルス検査の結果、診療が必要と判断された者が医療機関で受診しない、また、たとえ医療機関で受診しても、必ずしも適切な肝炎医療が提供されていないという問題点が指摘されている。	肝炎検査で陽性となった方で、受診されていない方が30万人以上推計される旨、研究班より報告有り（第26回肝炎対策推進協議会　田中参考人発表資料）。			番号53を受け、肝炎ウイルス検査の陽性者や肝炎患者が適切な医療を受けるためには、感染者・患者自身が診療・治療についての一般的な知識をもつことが必要である、という趣旨を追記。	
55		このため、全ての肝炎患者等が継続的かつ適切な肝炎医療を受けられるよう、国が示す地域の肝疾患診療連携体制のあり方に基づき、拠点病院は、専門医療機関及びかかりつけ医との協働による地域での肝炎診療ネットワークの構築をさらに進める必要がある。また、拠点病院等の支援を行うため、肝炎情報センターは、肝炎医療に携わる者に対する研修の実施や情報提供、相談支援等を行うとともに、必要な調査や提言等を行う。	・全国47都道府県に71施設の肝疾患診療連携拠点病院を設置。拠点病院、肝疾患専門医療機関、かかりつけ医間のネットワーク体制を構築。 ・厚生労働科学研究「ネットワーク社会における地域の特性に応じた肝疾患診療連携体制構築に資する研究（R3～R5）」を実施。 ・肝炎情報センター戦略的強化事業（肝臓病教室や市民公開講座、肝炎専門医療従事者研修事業）の実施。 ・肝炎患者等支援対策事業（肝炎診療従事者研修）の実施。			変更無し	

番号		肝炎対策基本指針（現行）	これまでの施策の実施概要	第26回肝炎対策推進協議会における患者団体・原告団からのご提案	各委員からのご提案	見直し方針（案）	備　　考
56		また、地域や職域において健康管理に携わる者を含めた関係者の協力を得ながら、肝炎患者等に対する受診勧奨及び肝炎ウイルス検査後のフォローアップに関する取組を推進することにより、肝炎患者等の適切な医療機関への受診につなげる必要がある。あわせて、精密検査の受診率の把握にも取り組む必要がある。	・平成26年4月から、「ウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業」を開始し、肝炎ウイルス陽性者に対して、相談やフォローアップによる介入を通じて医療機関への受診勧奨を行うとともに、定期検査や初回精密検査の助成について、都道府県で実施。 ・初回精密検査の費用助成対象を職域検査等へも拡大。 ・厚生労働科学研究「職域等も含めた肝炎ウイルス検査受検率向上と陽性者の効率的なフォローアップシステムの開発・実用化に向けた研究（H29～R1）」、「新たな手法を用いた肝炎ウイルス検査受検率・陽性者受診率の向上に資する研究（R2～R4）」を実施。 ・厚生労働科学研究において、職域における受検・受診促進のためのホームページを作成・公開。	また、都道府県と区市町村とが互いに情報を共有し、それぞれが医療機関との連携を深め、さらに地域や職域において健康管理に携わる者を含めた関係者の協力を得ながら、肝炎患者等に対する受診勧奨及び肝炎ウイルス検査後のフォローアップに関する取組を推進することにより、肝炎患者等の適切な医療機関への受診につなげる必要がある。あわせて、精密検査の受診率の把握にも取り組む必要がある。	自治体から個々の医療機関との連携を深めることは現実的ではないと思います。（日浅委員） また、都道府県と市区町村が必要に応じ適切な情報交換を行い、さらに地域や職域において健康管理に携わる者を含めた関係者の協力を得ながら、肝炎患者等に対する受診勧奨及び肝炎ウイルス検査後のフォローアップに関する取組を推進することにより、肝炎患者等の適切な医療機関への受診につなげる必要がある。あわせて、精密検査の受診率の把握にも取り組む必要がある。（日浅委員）	（以下の趣旨で修正・追記） ・都道府県と市区町村が必要に応じ適切な情報交換を行いつつ連携して、医療機関、保険者等の協力を得ながら、受診勧奨、フォローアップの取組を進める。 ・受検・受診・受療・フォローアップの全体的な状況について、網羅的なデータを把握することは困難ではあるものの、連携を深め引き続き把握に取り組む。	
57		さらに、これらの取組については、居住する地域にかかわらず適切な肝炎医療を等しく受けることができる肝疾患診療体制の確保を目指し、都道府県の実情に応じて推進する必要がある。また、その実施状況を把握し、効果的であるか適宜検証を行いながら実施する必要がある。	・全国47都道府県に71施設の肝疾患診療連携拠点病院を設置。拠点病院、肝疾患専門医療機関、かかりつけ医間のネットワーク体制を構築。 ・厚生労働科学研究「肝炎の病態評価指標の開発と肝炎対策への応用に関する研究（H29～R1）」、「肝炎総合対策の拡充への新たなアプローチに関する研究（R2～R4）」を実施。 ・厚生労働科学研究「地域に応じた肝炎ウイルス診療連携体制構築の立案に資する研究」「ネットワーク社会における地域の特性に応じた肝疾患診療連携体制構築に資する研究（R3～R5）」を実施。	さらに、これらの取組については、居住する地域にかかわらず適切な肝炎医療を等しく受けることができる肝疾患診療体制の確保を目指し、都道府県の実情に応じて推進する必要がある。また、その実施状況を把握し、全国的に目指すべき標準的水準の達成にとって効果的であるか適宜検証を行いながら実施する必要がある。	さらに、これらの取組については、居住する地域にかかわらず適切な肝炎医療を等しく受けることができる肝疾患診療体制の確保を目指し、都道府県の実情に応じて推進する必要がある。また、その実施状況を把握し、効果的であるか適宜検証するとともに、必要に応じ情報提供を行いながら実施する必要がある。（日浅委員）	取組の実施状況を把握し、効果的であるか、都道府県間での肝炎医療の均てん化の観点も踏まえ適宜検証を行いながら実施する必要がある、という趣旨で追記。	
58		また、心身等への負担がより少ない治療が可能となったことや、「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」等を踏まえ、肝炎患者等が、働きながら継続的に治療を受けることができるよう、事業主、職域において健康管理に携わる者及び労働組合をはじめとした幅広い関係者の理解及び協力を得られるように啓発を行う必要がある。また、就労支援に関する取組について、肝炎患者の就労に関する総合支援モデル事業の成果も活かしつつ、その推進を図る必要がある。	・肝炎総合対策国民運動事業（知って、肝炎プロジェクト）及び地方自治体、拠点病院を通じて、肝炎ウイルス検査等の啓発を実施（知って、肝炎関係では「一生に一度は肝炎ウイルス検査を」との考えの下、検査を受けるよう推奨）。 ・厚生労働科学研究において、職域における受検・受診促進のためのホームページを作成・公開。 ・厚生労働科学研究で治療と仕事の両立支援のための肝炎医療コーディネーターマニュアルの作成			変更無し	
59		また、肝炎患者等の経済的負担軽減のための抗ウイルス療法に係る肝炎医療費助成の実施、重症化予防のための定期検査費用助成の実施、肝炎医療に係る諸制度の周知及び新たな抗ウイルス療法に関する情報を全国に適切に提供することにより、肝炎の早期かつ適切な治療を推進する。	・肝炎患者の医療費負担を低減し、医療アクセスの機会を担保するため、H20年4月から、ウイルス性肝炎に対する抗ウイルス療法への医療費助成を開始し、順次、対象医療を拡充。 ・H30年12月から肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業を開始し、R3年4月から要件の見直しを実施。	また、肝炎患者等の経済的負担軽減のための抗ウイルス療法に係る肝炎医療費助成の実施、重症化予防のための定期検査費用助成の実施、重度肝硬変・肝がん入通院医療費助成の実施、肝炎医療に係る諸制度の周知及び新たな抗ウイルス療法に関する情報を全国に適切に提供することにより、肝炎の早期かつ適切な治療を推進する。	また、肝炎患者等の経済的負担軽減のための抗ウイルス療法に係る肝炎医療費助成の実施、重症化予防のための定期検査費用助成の実施、肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の実施、肝炎医療に係る諸制度の周知及び新たな抗ウイルス療法に関する情報を全国に適切に提供することにより、肝炎の早期かつ適切な治療を推進する。（日浅委員）	肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業を追記。	
		（2）今後取組が必要な事項について					
60	ア	国は、地方公共団体、医療機関等と連携して、肝炎患者等が個々の病態に応じた適切な肝炎医療を受けられるよう、肝炎ウイルス検査後のフォローアップや受診勧奨等に取り組むとともに、地域や職域において中心となって活動できる肝炎医療コーディネーターの育成を推進する。この際、国は、肝炎情報センターとともに、研究の成果等を踏まえた必要な技術的支援等を実施する。	・R2年3月時点で、全国で約2万人の肝炎医療コーディネーターを養成。 ・肝炎患者等支援対策事業（肝炎医療コーディネーター養成）の実施。 ・厚生労働科学研究「肝炎ウイルス検査受検から受診、受療に至る肝炎対策の効果検証と拡充に関する研究（H29～R1）」、「非ウイルス性を含めた肝疾患のトータルケアに資する人材育成等に関する研究（R2～R4）」を実施。	国は、地方公共団体、医療機関等と連携して、肝炎患者等が個々の病態に応じた適切な肝炎医療を受けられるよう、肝炎ウイルス検査後のフォローアップや受診勧奨等に取り組むとともに、地域や職域において中心となって活動できる肝炎医療コーディネーターの育成と活用を推進する。肝炎医療コーディネーターが所属する医療機関等は、肝炎医療コーディネーターの活動を可能な限り支援する。この際、国は、肝炎情報センターとともに、研究の成果等を踏まえた必要な技術的支援等を実施する。	国は、地方公共団体、医療機関等と連携して、肝炎患者等が個々の病態に応じた適切な肝炎医療を受けられるよう、肝炎ウイルス検査後のフォローアップや受診勧奨等に取り組むとともに、地域や職域において中心となって活動できる肝炎医療コーディネーターの育成と活用を推進する。「また、地方公共団体、拠点病院は医療機関等と連携して、肝炎医療コーディネーターの活動を可能な限り支援する。この際、国は、肝炎情報センターとともに、研究の成果等を踏まえた必要な技術的支援等を実施する。（日浅委員）	・肝炎ウイルス検査陽性者や肝炎患者が一般的な知識を得られるように引き続き取り組む、という趣旨で追記。 ・地方公共団体、拠点病院は医療機関等と連携して肝炎医療コーディネーターの活動の支援に努める、という趣旨で追記。	

番号		肝炎対策基本指針（現行）	これまでの施策の実施概要	第26回肝炎対策推進協議会における患者団体・原告団からのご提案	各委員からのご提案	見直し方針（案）	備　考
61		また、都道府県等は、肝炎に対する情報提供や、拠点病院、専門医療機関及びかかりつけ医の連携等に資するため、例えば肝炎の病態、治療方法、肝炎医療に関する制度等の情報を取りまとめた手帳等の作成、配布及び活用の促進等を行う。国は、各都道府県等の取組を情報収集し、必要な情報提供を行う等、こうした都道府県等の取組を支援する。	肝炎患者等支援対策事業（肝炎患者支援手帳の作成・配布）の実施。			変更無し	
62	イ	拠点病院は、都道府県での肝疾患の診療ネットワークの中心的な役割を果たす医療機関として、地方公共団体と協力して、他の専門医療機関やかかりつけ医と連携しつつ、肝炎患者等が地域で良質かつ適切な肝炎医療を受けられる環境を整備するよう取り組む。国、都道府県及び肝炎情報センターは、こうした拠点病院の取組に対して必要な支援を行う。	・肝疾患診療連携拠点病院間連絡協議会の実施 ・肝炎情報センター戦略的強化事業の実施 ・肝炎患者等支援対策事業（肝疾患診療地域連携体制強化事業）の実施			変更無し	
63	ウ	都道府県は、肝炎対策の推進に係る計画等を通じ、拠点病院等と協力しながら、肝炎医療の推進に取り組む。	・肝炎対策地域ブロック戦略会議の実施 ・肝炎患者等支援対策事業（肝疾患診療地域連携体制強化事業）の実施			変更無し	
64	エ	都道府県は、地域の肝炎対策を推進するため、行政、医療関係者、肝炎患者等その他の関係者で協議を行う場を設けるとともに、その適切な実施及び運営を図ることが重要である。	各都道府県での肝炎対策協議会、拠点病院等連絡協議会の実施	都道府県は、地域の肝炎対策を推進するため、行政、医療関係者、肝炎患者等その他の関係者で協議を行う場を設けるとともに、その適切な実施及び運営を図ることが重要である。<u>また、都道府県は、拠点病院の主催する拠点病院連絡協議会等において肝炎患者等の意見が反映されるように運営を支援する。</u>	62のイに必要な支援を行う事が記載されており、現行のままで包括されていると思います。（日浅委員）	拠点病院は、拠点病院等連絡協議会等で患者の意見を把握する機会を持つこと等、患者の意見を把握する方策について検討する、という趣旨で追記。	
65	オ	国は、肝炎情報センターと連携して、地域や職域において健康管理に携わる者が肝炎患者等に対して提供するために必要な情報を取りまとめるとともに、地方公共団体、拠点病院等が、こうした情報を医療保険者、事業主等へ提供できるよう、技術的支援等を行う。あわせて、国は、健康管理に携わる者を通して、肝炎患者等に対し適切な情報提供が図られるような取組を推進する。	・国及び地方公共団体による普及啓発の実施。 ・肝炎患者支援対策事業（市町村など技術支援等事業経費）の実施。			変更無し	
66	カ	肝炎情報センターは、拠点病院の医療従事者等を対象にした効果的な研修や情報提供を進める。また、拠点病院は、肝炎医療に携わる者への研修等を行うとともに、地域での肝炎診療ネットワークの構築がさらに進むよう取り組む。国及び都道府県は、肝炎情報センター及び拠点病院のこれらの取組に対して必要な支援を行う。	・肝炎情報センター戦略的強化事業での拠点病院による研修等事業（肝炎専門医療従事者研修事業、一般医療従事者研修事業）の実施。 ・肝炎情報センターによる医師・責任者向け研修会、肝疾患相談支援センター関係者向け研修会の実施。 ・肝炎患者等支援対策事業（肝炎診療従事者研修、肝炎医療コーディネーターの養成）の実施。			変更無し	

番号		肝炎対策基本指針（現行）	これまでの施策の実施概要	第26回肝炎対策推進協議会における患者団体・原告団からのご提案	各委員からのご提案	見直し方針（案）	備　　考
67	キ	国は、研究班の成果や各地域での取組を踏まえつつ、地域の特性に応じ、肝炎患者等が適切な医療を受けられる診療連携体制の強化のための取組を支援する。	・厚生労働科学研究「地域に応じた肝炎ウイルス診療連携体制構築の立案に資する研究」「ネットワーク社会における地域の特性に応じた肝疾患診療連携体制構築に資する研究（R3～R5）」を実施。 ・肝炎患者等支援対策事業（肝疾患診療地域連携体制強化事業）の実施。			変更無し	
68	ク	国は、肝炎への理解を図るための知識や取組事例等を踏まえた肝炎患者等に対する望ましい配慮のあり方について、事業主等に対して分かりやすく啓発するための検討を行う。国は、その成果を活用し、地方公共団体及び拠点病院とも連携しながら、事業主等へ普及啓発を行う。	・厚生労働科学研究において、職域における受検・受診促進のためのホームページを作成・公開。 ・厚生労働科学研究「職域等も含めた肝炎ウイルス検査受検率向上と陽性者の効率的なフォローアップシステムの開発・実用化に向けた研究（H29～R1）」、「新たな手法を用いた肝炎ウイルス検査受検率・陽性者受診率の向上に資する研究（R2～R4）」を実施。	国は、肝炎への理解を図るための知識や取組事例等を踏まえた肝炎患者等に対する望ましい配慮のあり方について、事業主等に対して分かりやすく啓発するための検討を引き続き行う。国は、その成果を活用し、地方公共団体及び拠点病院とも連携しながら、事業主等へ普及啓発を行う。		引き続き検討を行う旨追記。	
69	ケ	国は、就労を維持しながら適切な肝炎医療を受けることができる環境の整備等について、各事業主団体に対し、協力を要請する。 加えて、国、地方公共団体、拠点病院等は、心身等への負担がより少ない治療が可能となったことを踏まえ、働きながら適切な肝炎医療を受けることができるよう、必要に応じて職域において健康管理に携わる者等の協力を受けながら、事業主等に対して肝炎に関する啓発等を行う。	・厚生労働科学研究において、職域における受検・受診促進のためのホームページを作成・公開。 ・事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドラインの作成。 ・企業・医療機関連携マニュアルの作成。			変更無し	
70	コ	国は、肝炎医療費助成、定期検査費用助成、高額療養費制度等の肝炎医療に関する制度をはじめ、傷病手当金、障害年金、身体障害者手帳等の肝炎患者等に関係する制度について、肝炎情報センター、地方公共団体、拠点病院の肝疾患相談センター等を通じて肝炎患者等に対して必要な情報提供を行うこと等により、これらの制度の活用が図られるようにする。	・妊婦健康手帳の任意様式に肝炎ウイルス検査陽性者に対する項目を追加。 ・肝炎対策地域ブロック戦略会議、肝疾患診療連携拠点病院間連絡協議会などでの周知広報の実施。 ・厚生労働科学研究「職域等も含めた肝炎ウイルス検査受検率向上と陽性者の効率的なフォローアップシステムの開発・実用化に向けた研究（H29～R1）」、「新たな手法を用いた肝炎ウイルス検査受検率・陽性者受診率の向上に資する研究（R2～R4）」を実施。 ・厚生労働科学研究「肝がん・重度肝硬変の治療に係るガイドラインの作成などに資する研究（H30～R4）」を実施。	国は、抗ウイルス療法肝炎医療費助成、重度肝硬変・肝がん入通院医療費助成、定期検査費用助成、高額療養費制度等の肝炎医療に関する制度をはじめ、傷病手当金、障害年金、身体障害者手帳等の肝炎患者等に関係する制度について、肝炎情報センター、地方公共団体、拠点病院の肝疾患相談センター等を通じて肝炎患者等に対して必要な情報提供を行うこと等により、これらの制度の活用が図られるようにするとともに、制度活用を阻害する要因の研究と克服に取り組む。	国は、肝炎医療費助成、肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業、初回精密検査・定期検査費用助成、高額療養費制度等の肝炎医療に関する制度をはじめ、傷病手当金、障害年金、身体障害者手帳等の肝炎患者等に関係する制度について、肝炎情報センター、地方公共団体、拠点病院の肝疾患相談センター等を通じて肝炎患者等に対して必要な情報提供を行うこと等により、これらの制度の利用が促進されるよう、より効果的な周知の方策につき引き続き検討を行う。 （日浅委員）	・肝炎医療費助成が抗ウイルス療法に対する医療費助成であることを明記するとともに肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業を追記。 ・活用が促進されるようより効果的な周知の方策について引き続き検討を行う、といった趣旨で追記。	
71	サ	肝炎情報センターは、肝炎医療に係る最新情報、拠点病院、専門医療機関等の情報及び拠点病院等において対応可能である新たな抗ウイルス療法も含めた肝炎医療の内容に関して情報収集を行い、肝炎情報センターのホームページに分かりやすく掲載すること等により、可能な限り迅速に周知を図る。	・肝炎情報センターHPにおいて情報提供を実施。 ・肝炎情報センター戦略的強化事業の実施。			変更無し	
72	シ	肝炎患者等への相談対応について、都道府県及び拠点病院は、地域の実情に応じて適切な体制を整備する。	肝炎患者等支援対策事業（肝疾患診療地域体制強化事業による肝疾患相談・支援センターの設置・運営）の実施。	肝炎患者等への相談対応について、都道府県及び拠点病院は、地域の実情に応じつつWEB環境の活用等も含めて肝炎患者等の要望に応ずるために必要な体制を整備する。	現行のままでよいと思います。（日浅委員）	肝炎患者等への相談対応について、都道府県及び拠点病院は、地域や施設の実情に応じ、ICTの活用等必要な方策を検討し、相談体制の整備を図るという趣旨で追記。	

番号		肝炎対策基本指針（現行）	これまでの施策の実施概要	第26回肝炎対策推進協議会における患者団体・原告団からのご提案	各委員からのご提案	見直し方針（案）	備考
		第５　肝炎の予防及び肝炎医療に関する人材の育成に関する事項					
		（１）今後の取組の方針について					
73		肝炎ウイルスへの新たな感染を防止し、肝炎医療の水準を向上させるためには、肝炎の予防及び医療に携わる人材の育成が重要である。	・肝炎情報センター戦略的強化事業での拠点病院による研修等事業（肝疾専門医療従事者研修事業、一般医療従事者研修事業）の実施。 ・肝炎情報センターによる医師・責任者向け研修会、肝疾患相談支援センター関係者向け研修会の実施。 ・肝炎患者等支援対策事業（肝炎診療従事者研修、肝炎医療コーディネーターの養成）の実施。			変更無し	
74		このため、肝炎ウイルスへの新たな感染の発生の防止に資するよう、肝炎の感染予防について知識を持つ人材を育成するとともに、肝炎ウイルス感染が判明した後に適切な肝炎医療に結びつけるための人材を育成する必要がある。	・肝炎情報センター戦略的強化事業での拠点病院による研修等事業（肝疾専門医療従事者研修事業、一般医療従事者研修事業）の実施。 ・肝炎情報センターによる医師・責任者向け研修会、肝疾患相談支援センター関係者向け研修会の実施。 ・肝炎患者等支援対策事業（肝炎診療従事者研修、肝炎医療コーディネーターの養成）の実施。			変更無し	
75		また、肝炎医療に携わる者が、最新の肝炎検査に関する知見を修得することは、適切な治療方針の決定や患者に対し的確な説明を行う上で非常に重要であるため、肝炎情報センター及び拠点病院が中心となって、肝炎医療に携わる者の資質向上を図る必要がある。	・肝炎情報センター戦略的強化事業での拠点病院による研修等事業（肝疾専門医療従事者研修事業、一般医療従事者研修事業）の実施。 ・肝炎情報センターによる医師・責任者向け研修会、肝疾患相談支援センター関係者向け研修会の実施。 ・肝炎患者等支援対策事業（肝炎診療従事者研修、肝炎医療コーディネーターの養成）の実施。			変更無し	
76		さらに、肝炎医療に限らず肝炎患者等が直面する諸課題に対応できる人材の育成、確保等を図ることが必要である。	・肝炎情報センターによる医師・責任者向け研修会、肝疾患相談支援センター関係者向け研修会の実施。 ・肝炎患者等支援対策事業（肝炎診療従事者研修、肝炎医療コーディネーターの養成）の実施。			変更無し	
		（２）今後取組が必要な事項について					
77	ア	国は、肝炎ウイルスへの新たな感染の発生を防止するために作成された日常生活上の感染予防の留意点を取りまとめた啓発用の資材や、高齢者施設及び保育施設における感染予防ガイドラインについて、地方公共団体等と連携を図りながら、普及啓発を進めるとともに、これらがより一層活用されるような方策を検討する。	・厚生労働科学研究「肝炎ウイルスの新たな感染防止・残された課題・今後の対策（H30～R2）」、「オーダーメードの肝炎ウイルス感染防止・重症化予防ストラテジーの確立に資する研究（R3～R5）」を実施。 ・厚生労働科学研究「集団生活の場における肝炎ウイルス感染予防ガイドラインの作成のための研究（H23～H25）」を通じて作成したガイドラインを、関係機関に配付を行うとともに、厚生労働省及び肝炎情報センターのHPに掲載。 ・医療機関では『標準的な感染予防策』が実施されている。	国は、肝炎ウイルスへの新たな感染の発生を防止するために作成された日常生活上の感染予防の留意点を取りまとめた啓発用の資材や、高齢者施設及び保育施設における感染予防ガイドラインについて、地方公共団体等と連携を図りながら、普及啓発を進めるとともに、これらがより一層活用されるような方策を検討する。さらに、医療従事者を対象とする感染予防ガイドラインの作成・活用についての検討を進める。		肝炎患者が適切な環境で適切な医療を受けられるよう、医療機関に対して標準的な感染予防策の重要性について改めて注意喚起するという趣旨で追記。	
78	イ	地方公共団体は、国、拠点病院等と連携して、地域や職域において肝炎の普及啓発、受検勧奨や肝炎ウイルス検査後のフォローアップ等の支援を進める肝炎医療コーディネーター等の人材の育成に取り組む。この際、肝炎医療コーディネーターの基本的な役割や活動内容等について、国が示す考え方を踏まえ、都道府県等においてこれらを明確にした上で育成を進めることが重要である。	・肝炎患者等支援対策事業（肝炎医療コーディネーター養成）の実施。 ・厚生労働科学研究「肝炎ウイルス検査受検から受診、受療に至る肝炎対策の効果検証と拡充に関する研究（H29～R1）」、「非ウイルス性を含めた肝疾患のトータルケアに資する人材育成等に関する研究（R2～R4）」を実施。	地方公共団体は、国、拠点病院等と連携して、地域や職域において肝炎の普及啓発、受検勧奨や肝炎ウイルス検査後のフォローアップ等の支援を進める肝炎医療コーディネーター等の人材の育成と活用に取り組む。この際、肝炎医療コーディネーターの基本的な役割や活動内容等について、国が示す考え方を踏まえ、都道府県等においてこれらを明確にした上で育成を進めることが重要である。また、地方公共団体は、国、拠点病院等と連携して、肝炎医療コーディネーター間の情報交換等の活動を支援する。		地方公共団体は、国、拠点病院等と連携して、肝炎医療コーディネーターの育成後もその活動状況の把握に努めるとともに、肝炎医療コーディネーター間の情報共有や連携がしやすい環境の整備に努める、という趣旨で追記。	
79	ウ	国、肝炎情報センター、地方公共団体及び拠点病院は、肝炎ウイルス検査実施機関において適切な検査が実施されるよう、保健所や医療機関の従事者に対して、最新の知見を踏まえた肝炎検査及び肝炎医療に関する研修の機会を提供する。また、研修の実施機関は、研修の実施状況について、適宜、国や都道府県に報告する。	・肝炎情報センター戦略的強化事業での拠点病院による研修等事業（肝疾専門医療従事者研修事業、一般医療従事者研修事業）の実施。 ・肝炎患者等支援対策事業（肝炎診療従事者研修）の実施。			変更無し	

番号		肝炎対策基本指針（現行）	これまでの施策の実施概要	第26回肝炎対策推進協議会における 患者団体･原告団からのご提案	各委員からのご提案	見直し方針（案）	備　考
80	エ	肝炎情報センターは、拠点病院の医療従事者等を対象にした効果的な研修や情報提供を進める。また、拠点病院は、肝炎医療に携わる者への研修等を行うとともに、地域での肝炎診療ネットワークの構築がさらに進むよう取り組む。国及び都道府県は、肝炎情報センター及び拠点病院のこれらの取組に対して必要な支援を行う。	・肝炎情報センター戦略的強化事業での拠点病院による研修等事業（肝炎専門医療従事者研修事業、一般医療従事者研修事業）の実施。 ・肝炎患者等支援対策事業（肝炎診療従事者研修）の実施。			変更無し	
	第６　肝炎に関する調査及び研究に関する事項						
	（１）今後の取組の方針について						
81				【SVR後についての研究】 ＊「今後の取組の方針」及び「今後取組が必要な事項について」に以下の趣旨を加える。 「ウイルス性肝炎は、ウイルス排除後であっても、完全に回復するものではなく、例えば、C型肝炎については、肝がん発症の危険性をふまえた継続的な経過観察が必要とされている。そこで、ウイルス排除後の病態及び診察のあり方などについて研究を実施していく必要がある」	肝炎は、ウイルス制御下であっても、肝がん発症の危険性をふまえた継続的な経過観察が必要とされている。特に、C型肝炎についてはウイルス排除後（SVR後）の病態や診療のあり方などについて研究を実施していく必要がある。（日浅委員）	番号83で対応	
82		肝炎研究については、これまでの成果を肝炎対策に適切に反映するため、研究実績を総合的に評価、検証するとともに、今後、行政的な課題を解決するために必要な研究を実施していく必要がある。	・平成28年12月に見直された「肝炎研究10カ年戦略」を基軸として、戦略的に推進。 ・肝炎に関する基礎研究、臨床研究、疫学研究など重要性の高い研究や、行政研究のうち政策的に必要性の高い分野に重点的に研究資源を投入。 ・研究成果を研修や政策の検討、効果検証に活用。	肝炎研究については、これまでの成果を肝炎対策に適切に反映するため、研究実績を総合的に評価、検証するとともに、今後、行政的な課題の解決とりわけ受検・受診・受療の実績を高いレベルで均てん化するためにするために必要な研究を実施していく必要がある。	現行のままでよいと思います。（日浅委員）	受検・受診・受療の促進等行政的な課題を解決するために必要な研究を実施していく、という趣旨で追記。	
83		また、「肝炎研究十カ年戦略」に基づき、特に、B型肝炎や肝硬変に対する医薬品や治療法の開発等、肝炎医療の進捗を踏まえた研究内容の重点化を図るとともに、国立研究開発法人日本医療研究開発機構（以下「AMED」という。）と協力しながら、研究実績を総合的に評価及び検証する。	・実施体制について、実用化研究については、平成27年度 より国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）において、基礎から実用化まで切れ目のない研究支援を実施 ・C型肝炎についてはインターフェロンフリー治療薬が登場し、B型肝炎についても、根治薬の研究を継続している。 ・AMEDにおいて、C型肝炎ウイルス排除後の病態についての研究を継続している。			C型肝炎についてはウイルス排除後（SVR後）の病態や診療のあり方等について研究の継続が必要、という趣旨で追記	
84		また、肝炎対策を総合的に推進するための基盤となる肝炎研究を推進するとともに、将来の肝炎研究を担う若手研究者の育成を行い、肝炎研究の人的基盤の拡大を目指す。	・AMED研究では、若手向けの研究課題枠を用意。 ・AMED研究では若手研究者（リサーチレジデント）の育成活用を実施。			変更無し	
85		さらに、肝炎研究について、国民の理解を得られるよう、必要に応じてAMEDの協力を得ながら、分かりやすい情報発信を推進する必要がある。なお、研究成果の公表に当たっては差別や偏見を招くことのないよう、十分に配慮するものとする。	・厚生労働科学研究の研究成果は、毎年度、研究報告書を厚生労働科学研究成果データベース上で公開。 ・肝炎対策推進協議会に定期的に報告。 ・AMED研究の研究成果は、成果の概要をAMEDのHPで公開。 ・AMED研究の公開報告会を毎年実施。 ・研究成果を研修や政策の検討、効果検証に活用。			変更無し	

番号		肝炎対策基本指針（現行）	これまでの施策の実施概要	第26回肝炎対策推進協議会における患者団体・原告団からのご提案	各委員からのご提案	見直し方針（案）	備考
		（2）今後取組が必要な事項について					
86	ア	国は、B型肝炎の創薬実用化研究を盛り込んだ「肝炎研究十カ年戦略」に基づく肝炎研究を一層推進するとともに、その研究成果について評価及び検証を行い、肝炎対策推進協議会に報告する。	・平成28年12月に見直された「肝炎研究10カ年戦略」を基軸として、戦略的に推進。 ・肝炎に関する基礎研究、臨床研究、疫学研究など重要性の高い研究や、行政研究のうち政策的に必要性の高い分野に重点的に研究資源を投入。 ・厚生労働科学研究の研究成果は、毎年度、研究報告書を厚生労働科学研究成果データベース上で公開。 ・肝炎対策推進協議会に定期的に報告。 ・AMED研究の研究成果は、成果の概要をAMEDのHPで公開。 ・AMED研究の公開報告会を毎年実施。 ・研究成果を研修や政策の検討、効果検証に活用。			第20回肝炎治療戦略会議で「肝炎研究10カ年戦略」の見直しの議論が行われ、その中間取りまとめの結果、「肝炎研究推進戦略」と名称が変更されたことを反映する。	
87	イ	国は、肝炎研究分野において、若手研究者の人材育成を積極的に行う。	・AMED研究では、若手向けの研究課題枠を用意。 ・AMED研究では若手研究者（リサーチレジデント）の育成活用を実施。			変更無し	
88	ウ	国は、肝炎対策の推進に資することを目的に、肝炎ウイルスへの新たな感染の発生防止に資する研究、肝炎ウイルス検査受検促進及び検査結果が陽性である者への効率的なフォローアップに関する研究、医療機関において行われる肝炎ウイルス検査の結果の説明及び情報提供の確実な実施に関する研究、地域における病診連携の推進に資する研究、職域における肝炎患者等に対する望ましい配慮の在り方に関する研究、肝硬変、肝がん等の病態別の実態を把握するための研究、肝炎患者等に対する偏見や差別並びにその被害の防止に資する研究等の行政的な課題を解決するための研究を「肝炎研究十カ年戦略」に位置付け、これらの研究を実施する。	肝炎ウイルス検査受検促進及び検査結果が陽性である者への効率的なフォローアップに関する研究、医療機関において行われる肝炎ウイルス検査の結果の説明及び情報提供の確実な実施に関する研究、地域における病診連携の推進に資する研究、職域における肝炎患者等に対する望ましい配慮の在り方に関する研究、肝硬変、肝がん等の病態別の実態を把握するための研究、肝炎患者等に対する偏見や差別並びにその被害の防止に資する研究などを実施。			第20回肝炎治療戦略会議で「肝炎研究10カ年戦略」の見直しの議論が行われ、「肝炎研究推進戦略」として中間取りまとめが行われたことを反映し、行政的な課題解決のために実施している研究の主な例として以下の課題を列記する。 ・肝炎ウイルスへの新たな感染の発生防止に資する研究 ・肝炎ウイルス検査受検促進及び検査結果が陽性である者への効率的なフォローアップに関する研究 ・医療機関において行われる肝炎ウイルス検査の結果の説明及び情報提供の確実な実施に関する研究 ・地域における病診連携の推進に資する研究 ・肝硬変、肝がん等の病態別の実態を把握するための研究 ・肝炎患者等に対する偏見や差別並びにその被害の防止に資する研究 ・地域や職域等での肝炎ウイルス検査や検査後の受診状況等の実態把握と今後の在り方に関する研究 ・肝炎について理解を深めるための普及啓発方法に関する研究 ・肝炎対策の効果検証に資する指標に関する研究	
89	エ	国は、肝炎研究について国民の理解を得られるよう、当該研究の成果について分かりやすく公表し、周知を図る。	・厚生労働科学研究の研究成果は、毎年度、研究報告書を厚生労働科学研究成果データベース上で公開。 ・肝炎対策推進協議会に定期的に報告。 ・AMED研究の研究成果は、成果の概要をAMEDのHPで公開。 ・AMED研究の公開報告会を毎年実施。 ・研究成果を研修や政策の検討、効果検証に活用。			変更無し	
		第7　肝炎医療のための医薬品の研究開発の推進に関する事項					
		（1）今後の取組の方針について					
90		肝炎治療に係る最近の動向を踏まえ、特にB型肝炎、肝硬変の治療に係る医薬品の開発等に係る研究が促進され、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）の規定に基づく製造販売の承認が早期に行われるよう、治験及び臨床研究を推進する。さらに、肝炎医療のための医薬品を含めた、特に医療上必要性が高い医薬品及び医療機器が速やかに医療現場に導入されるよう、審査の迅速化等の必要な措置を講じる必要がある。	平成28年12月に見直された「肝炎研究10カ年戦略」を基軸として、基礎、臨床及び疫学研究、B型肝炎創薬研究等を総合的に推進	肝炎治療に係る最近の動向を踏まえ、特にB型肝炎、肝硬変、肝がんの治療に係る医薬品の開発等に係る研究が促進され、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）の規定に基づく製造販売の承認が早期に行われるよう、治験及び臨床研究を推進する。さらに、肝炎医療のための医薬品を含めた、特に医療上必要性が高い医薬品及び医療機器が速やかに医療現場に導入されるよう、審査の迅速化等の必要な措置を講じる必要がある。		B型肝炎、肝硬変、肝がんを含むがんの治療に係る医薬品の開発に係わる研究の継続が重要であるという趣旨で追記。	

番号		肝炎対策基本指針（現行）	これまでの施策の実施概要	第26回肝炎対策推進協議会における患者団体・原告団からのご提案	各委員からのご提案	見直し方針（案）	備考
		（２）今後取組が必要な事項について					
91	ア	国は、肝炎医療の医療水準の向上等に資する新医薬品の開発等に係る研究を推進する。	Ｂ型肝炎創薬実用化等研究事業について、「肝炎研究10カ年戦略」に基づき、平成24年度から10年計画で実施。			変更無し	
92	イ	国は、肝炎医療に係る新医薬品を含めた医薬品開発等に係る治験及び臨床研究を推進する。	・肝炎医療に係る医薬品の研究及び開発の実施。 ・独立行政法人医薬品医療機器総合機構（PMDA）の薬事戦略相談の実施。			変更無し	
93	ウ	国は、肝炎医療に係る新医薬品、新医療機器等について、優れた製品を迅速に医療の現場に提供できるよう、有効性や安全性に関する審査体制の充実強化等を図る等承認審査の迅速化や質の向上に向けた取組を推進する。	肝炎医療に係る医薬品、医療機器の製造販売の承認の実施。			変更無し	
94	エ	国は、肝炎医療に係る新医薬品等のうち、欧米諸国で承認等されているが国内で未承認の医薬品等であって医療上必要性が高いと認められるものについて、関係企業に治験実施等の開発要請の取組を行う。	肝炎医療に係る医薬品の研究及び開発の実施。			変更無し	
95	オ	国は、肝炎医療に係る新医薬品等のうち、医療上の有用性等の要件を満たす医薬品については、優先して承認審査を進める。	肝炎医療に係る医薬品の製造販売承認の実施。			変更無し	
		第８　肝炎に関する啓発及び知識の普及並びに肝炎患者等の人権の尊重に関する事項					
		（１）今後の取組の方針について					
96		肝炎に係る正しい知識については、いまだ国民に十分に浸透したとは言えない状況にある。こうした中において、特定の血液凝固因子製剤や集団予防接種により感染が拡大した経緯も踏まえ、肝炎ウイルス検査の受検を勧奨し、また、肝炎ウイルスの新たな感染を予防するためには、全ての国民に対して、肝炎の予防、病態及び治療に係る正しい理解が進むよう普及啓発及び情報提供を推進する必要がある。	・肝疾患診療連携拠点病院において、医師を始めとした医療従事者とのコミュニケーションの場として肝疾患相談支援センターを設置。 ・肝炎患者等支援対策事業の一環として、地域の実情に応じた肝炎患者や家族等に対する支援対策事業を実施。 ・肝炎情報センター戦略的強化事業の一環として、拠点病院による家族支援講座を実施。			変更無し	
97		また、早期に適切な治療を促すため、肝炎患者等が肝炎の病態及び治療に係る正しい知識を持つことができるよう、普及啓発及び情報提供を積極的に行うとともに、肝炎患者等の人権を守るため、肝炎患者等が不当な差別を受けることなく、社会において安心して暮らせる環境づくりを目指し、肝炎患者等とその家族等、医療従事者、事業主等の関係者をはじめとした全ての国民が、肝炎について正しい知識を持つための普及啓発を推進する必要がある。	・厚生労働科学研究「肝炎ウイルスの新たな感染防止・残された課題・今後の対策（H30～R2）」、「オーダーメードの肝炎ウイルス感染防止・重症化予防ストラテジーの確立に資する研究（R3～R5）」を実施。 ・厚生労働科学研究「肝炎ウイルス感染者の偏見や差別による被害防止への効果的な手法の確立に関する研究（H29～R1）」、「ソーシャルメディアなどを活用した肝炎ウイルス感染者の偏見差別の解消を目指した研究（R2～R4）」を実施。 ・ウイルス性肝炎に対する正しい知識が広く受け入れられるよう、肝炎総合対策国民運動事業（知って、肝炎プロジェクト）など種々の広報活動を実施。 ・肝炎情報センターや拠点病院の肝疾患相談センター等を通じて、肝炎の医療機関や基礎情報を提供。			変更無し	
98			・副読本「Ｂ型肝炎　いのちの教育」を作成。 ・厚生労働科学研究「肝炎ウイルスの新たな感染防止・残された課題・今後の対策（H30～R2）」、「オーダーメードの肝炎ウイルス感染防止・重症化予防ストラテジーの確立に資する研究（R3～R5）」を実施。 ・厚生労働科学研究「肝炎ウイルス感染者の偏見や差別による被害防止への効果的な手法の確立に関する研究（H29～R1）」、「ソーシャルメディアなどを活用した肝炎ウイルス感染者の偏見差別の解消を目指した研究（R2～R4）」を実施。 ・ウイルス性肝炎に対する正しい知識が広く受け入れられるよう、肝炎総合対策国民運動事業（知って、肝炎プロジェクト）など種々の広報活動を実施。 ・肝炎情報センターや拠点病院の肝疾患相談センター等を通じて、肝炎の医療機関や基礎情報を提供。	さらに、ウイルス性肝炎患者を含む感染症患者に対する偏見・差別意識及びこれらを原因とする人権侵害を解消するためには、国民に対する人権教育が必要である。この点、『人権教育・啓発に関する基本計画』（平成23年4月1日閣議決定）では、HIV感染者・ハンセン病患者等につき、『感染症については、まず、治療および予防といった医学的な対応が不可欠であることは言うまでもないが、それとともに、患者、元患者や家族に対する偏見や差別意識の解消など、人権に関する配慮も欠かせないところである』としており、ウイルス性肝炎患者についても同様である	番号23等で、若年層への普及啓発を強化することを追記するのはいかがでしょうか。（日浅委員）	「『人権教育・啓発に関する基本計画』（平成23年4月1日閣議決定）において、『感染症については、まず、治療及び予防といった医学的な対応が不可欠であることは言うまでもないが、それとともに、患者、元患者や家族に対する偏見や差別意識の解消など、人権に関する配慮も欠かせないところである』とされており、ウイルス性肝炎患者を含む感染症患者に対する偏見・差別意識を解消するために、人権に対する配慮が欠かせない」、という趣旨を追記。	

番号		肝炎対策基本指針（現行）	これまでの施策の実施概要	第26回肝炎対策推進協議会における患者団体・原告団からのご提案	各委員からのご提案	見直し方針（案）	備考
		（２）今後取組が必要な事項について					
99	ア	国、地方公共団体等は、毎年七月の世界肝炎デー、日本肝炎デー及び肝臓週間において、肝炎に関する集中的な普及啓発を行う等の取組を行う。あわせて、国及び地方公共団体が連携し、医療関係者、関係学会、事業主、肝炎患者等その他の関係者の協力も得ながら、効果的な普及啓発を行う。	・平成24年度に日本肝炎デーを7月28日に設定するとともに、肝炎総合対策国民運動事業（知って、肝炎プロジェクト）を核として普及啓発を実施。 ・国及び地方公共団体は、公益財団法人ウイルス肝炎研究財団が実施している「肝臓週間」とも連携し、集中的かつ効果的な手法により普及啓発を実施。			変更無し	
100	イ	国は、地方公共団体と連携しながら、あらゆる世代の国民が肝炎に係る正しい知識を持つよう、一層強力に普及啓発を行う。	・普及啓発、広報にあたり、国、肝炎情報センターは、肝炎や肝炎ウイルス検査に関心を有していない者へのアプローチ、肝炎に対する認知度向上など、国民全体に対する情報提供や、肝炎医療コーディネーター等をはじめとする肝炎に対する知識を有する人材の育成支援など、全国的な普及啓発を推進する一方、地方公共団体は、肝炎ウイルス検査を受検できる場所や手続きの紹介など地域ごとの具体的な情報提供を実施 ・ウイルス性肝炎に対する正しい知識が広く受け入れられるよう、肝炎総合対策国民運動事業（知って、肝炎プロジェクト）など種々の広報活動を実施。 ・国及び地方公共団体は、公益財団法人ウイルス肝炎研究財団が実施している「肝臓週間」とも連携し、集中的かつ効果的な手法により普及啓発を実施。	国は、地方公共団体と連携しながら、あらゆる世代の国民が肝炎に係る正しい知識と人権感覚を持つよう、一層強力に普及啓発を行う。	現行のままでよいと思います。（日浅委員）	国は、地方公共団体と連携しながらあらゆる世代の国民が正しい知識を持ち、肝炎患者や患者家族に対する差別・偏見の解消に資するよう、一層強力に普及啓発を行う、という趣旨で追記	
101	ウ	近年、我が国における感染事例の報告が増加してきているジェノタイプAのB型肝炎ウイルスによる急性肝炎は、成人期の感染でも肝炎が遷延して慢性化しやすいことに鑑み、国及び地方公共団体は、国民に対し、母子感染や乳幼児期の水平感染に加えて、ピアスの穴開けやタトゥー（刺青）、性行為等により感染する可能性があり、予防策を講じる必要があること等、必要な普及啓発を行う。	・国及び地方公共団体による肝炎に係る正しい知識の普及啓発を実施。 ・母子感染防止事業の実施。 ・B型肝炎ワクチンの定期接種を実施。 ・厚生労働科学研究を通じて「保育の場において血液を介して感染する病気を防止するためのガイドライン」を作成し、関係機関に配付を行うとともに、厚生労働省及び肝炎情報センターのHPに掲載。			変更無し	
102	エ	国は、ピアスの穴あけ等血液の付着する器具の共有を伴う行為や性行為等、感染の危険性のある行為に興味を抱く年代に対して、肝炎についての正しい知識と理解を深めるための普及啓発を進めるとともに、その推進方策について、地方公共団体、学校教育関係者、患者団体等の様々な関係者と連携し検討を進める。	・厚生労働科学研究「肝炎ウイルスの新たな感染防止・残された課題・今後の対策（H30～R2）」、「オーダーメードの肝炎ウイルス感染防止・重症化予防ストラテジーの確立に資する研究（R3～R5）」を実施。 ・ウイルス性肝炎に対する正しい知識が広く受け入れられるよう、肝炎総合対策国民運動事業（知って、肝炎プロジェクト）など種々の広報活動を実施。	国は、ピアスの穴あけやアートメイク等血液の付着する器具の共有を伴う行為や性行為等の感染危険性について、こうした行為に興味を抱く年代が幅広く存在することに配慮しつつ、肝炎についての正しい知識と理解を深めるための普及啓発を進めるとともに、その推進方策について、地方公共団体、学校教育関係者、患者団体等の様々な関係者と連携し検討を進める。		・アートメイクを追記。 ・感染の危険性がある行為に関して（年代を限定することなく）幅広く普及を行う旨追記。	
103	オ	国及び地方公共団体は、肝炎患者等への受診勧奨を行うため、必要に応じて肝炎情報センター、拠点病院等と連携し、医療保険者、医師その他の医療従事者の団体、職域において健康管理に携わる者の団体、事業主団体等の協力を得て、誰もが肝炎ウイルスに感染する可能性があることや肝炎検査と早期受診の必要性等、肝炎についての基本的な理解を得られるように取組を行う。	・厚生労働科学研究において、職域における受検・受診促進のためのホームページを作成・公開。 ・事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドラインの作成。 ・企業・医療機関連携マニュアルの作成。 ・日本医学会連合　加盟学会連携フォーラムとして、日本肝臓学会主催、日本産業衛生学会共催で両学会理事長参加のもと、両立支援に関する講演会・パネルディスカッションを開催 ・「肝炎総合対策国民運動事業（知って、肝炎プロジェクト）」等による広報を通じて、国民や保険者等への啓発活動を実施。 ・肝炎情報センター戦略的強化事業での拠点病院による研修等事業（肝炎専門医療従事者研修事業、一般医療従事者研修事業）の実施。 ・肝炎情報センターによる医師・責任者向け研修会、肝疾患相談支援センター関係者向け研修会の実施。 ・肝炎患者等支援対策事業（肝炎診療従事者研修、肝炎医療コーディネーターの養成）の実施。			変更無し	

番号		肝炎対策基本指針（現行）	これまでの施策の実施概要	第26回肝炎対策推進協議会における 患者団体・原告団からのご提案	各委員からのご提案	見直し方針（案）	備考
104	カ	国は、就労を維持しながら適切な肝炎医療を受けることができる環境の整備等について、各事業主団体に対し、協力を要請する。 加えて、国、地方公共団体、拠点病院等は、心身等への負担がより少ない治療が可能となったことを踏まえ、働きながら適切な肝炎医療を受けることができるよう、必要に応じて職域において健康管理に携わる者等の協力も受けながら、事業主等に対して肝炎に関する啓発等を行う。	・厚生労働科学研究において、職域における受検・受診促進のためのホームページを作成・公開。 ・事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドラインの作成。 ・企業・医療機関連携マニュアルの作成。			変更無し	
105	キ	国及び肝炎情報センターは、地域の医療機関が肝炎に係る情報提供を受けられるよう、拠点病院等に対し適切な研修や情報提供等を行うものとする。	肝炎情報センター戦略的強化事業を実施。			変更無し	
106	ク	肝炎患者等に対する適切な相談支援を図るため、都道府県及び拠点病院は、相互に連携の上、市町村、医療機関等の関係者の協力を得ながら、拠点病院の肝疾患相談センターも含めた窓口の設置状況等の周知を図る。	・肝炎情報センターにおいて、HP等を通じて肝疾患診療連携拠点病院の肝疾患相談センターの状況等について情報提供を実施。 ・都道府県、拠点病院のHPを通して活動についてPR。			変更無し	
107	ケ	国は、医療保険者や事業主が肝炎ウイルス検査を実施する場合の検査結果について、プライバシーに配慮した適正な通知と取扱いがなされるよう、医療保険者及び事業主に対して引き続き周知を行う。	・厚生労働科学研究において、職域における受検・受診促進のためのホームページを作成・公開。 ・「肝炎総合対策国民運動事業（知って、肝炎プロジェクト）」等による広報を通じて、国民や保険者等への啓発活動を実施。 ・職域検査促進事業の実施。			変更無し	
108	コ	国は、肝炎患者等に対する偏見や差別の被害の防止に向け、これまでの研究成果を元に、具体的な方策を検討し、取組を進める。	厚生労働科学研究「肝炎ウイルス感染者の偏見や差別による被害防止への効果的な手法の確立に関する研究（H29～R1）」、「ソーシャルメディアなどを活用した肝炎ウイルス感染者の偏見差別の解消を目指した研究（R2～R4）」を実施。			番号110を受け、国は、様々な機会を利用してウイルス性肝炎患者・家族への偏見・差別を解消するために、地方公共団体、学校教育関係者、患者団体等の様々な関係者と連携し、その推進方策を検討していく旨を明記。	
109	サ	偏見や差別に関する問題事案について、法務局や地方公共団体の人権相談窓口等で相談に応じていることから、国、地方公共団体等において、必要に応じ当該窓口等の情報提供を行う。	・肝炎対策地域ブロック戦略会議、肝疾患診療連携拠点病院間連絡協議会などでの周知広報の実施。			変更無し	
110			副読本「B型肝炎　いのちの教育」を作成。	シ　国は、地方公共団体と連携して、ウイルス性肝炎患者に対する偏見や差別意識を解消するため、学校教育及び社会教育の場を利用して、広く国民の人権感覚を高める施策を講じる。	文科省の管轄領域なので、学校教育という言い方ではなく青少年に普及啓発するような対策を講じるでいかがでしょうか。　（泉委員） 番号108　コに落とし込むのはどうでしょうか。（日浅委員）	番号108に追記。	
第9　その他肝炎対策の推進に関する重要事項							
（1）肝炎患者等及びその家族等に対する支援の強化及び充実							
ア　今後取組の方針について							
111	ア	肝炎患者等及びその家族等が、肝炎医療を受けながら、生活の質の向上を図ることができるよう、肝炎患者等やその経験者との協働を図りながら、引き続き相談及び情報提供等の支援体制の充実を図り、精神面でのサポート体制を強化する。また、肝炎患者等が不当な差別を受けた場合、肝炎患者等一人一人の人権を尊重し、不当な差別を解消するため、適切な対応を講じることができる体制づくりを進める必要がある。	・肝疾患診療連携拠点病院に肝疾患相談センターが設置され、肝炎患者とその家族の肝炎に対する不安や疑問に対応。 ・肝炎患者等支援対策事業の一環として、地域の実情に応じた肝炎患者や家族等に対する支援対策事業を実施。 ・肝炎情報センター戦略的強化事業の一環として、拠点病院による家族支援講座を実施。 ・国立国際医療研究センター肝炎情報センターでは、肝疾患診療連携拠点病院の肝疾患相談センターの相談員を対象とした研修会を実施。 ・肝炎情報センターで肝疾患患者相談支援システムを運用。			変更無し	

番号		肝炎対策基本指針（現行）	これまでの施策の実施概要	第26回肝炎対策推進協議会における 患者団体・原告団からのご提案	各委員からのご提案	見直し方針（案）	備考
		イ　今後取組が必要な事項について					
112	イ	(ア)都道府県、拠点病院等は、肝炎患者等及びその家族等の不安を軽減するための情報提供に努めるとともに、肝炎患者等及びその家族等と、医師をはじめとした医療従事者とのコミュニケーションの場を提供することが重要である。国及び肝炎情報センターは、都道府県等のこうした取組に対して、必要な技術的支援を行う。	・肝疾患診療連携拠点病院に肝疾患相談センターが設置され、肝炎患者とその家族の肝炎に対する不安や疑問に対応。 ・肝炎患者等支援対策事業の一環として、地域の実情に応じた肝炎患者や家族等に対する支援対策事業を実施。 ・肝炎情報センター戦略的強化事業の一環として、拠点病院による家族支援講座を実施。			変更無し	
113		(イ)肝炎情報センターは、拠点病院の相談員が必要とする情報について整理し、適切に情報提供を行うようにする。	・国立国際医療研究センター肝炎情報センターでは、肝疾患診療連携拠点病院の肝疾患相談センターの相談員を対象とした研修会を実施。 ・肝炎情報センターで肝疾患患者相談支援システムを運用。			変更無し	
114		(ウ)偏見や差別に関する問題事案について、法務局や地方公共団体の人権相談窓口等で相談に応じていることから、国、地方公共団体等において、必要に応じ当該窓口等の情報提供を行う。	肝炎対策地域ブロック戦略会議、肝疾患診療連携拠点病院間連絡協議会などでの周知広報の実施。			変更無し	
		（2）肝硬変及び肝がん患者に対する更なる支援の在り方					
115		肝炎から進行した肝硬変及び肝がんは、根治的な治療法が少なく、また、患者の高齢化が進んでいる現状がある。このため、肝硬変及び肝がん患者の不安を軽減するために、以下の取組を講じるものとする。	肝炎治療促進特別事業、肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業による医療費助成や、定期検査費用への助成を行っている。			変更無し	
116	ア	国は、肝硬変及び肝がんを含む肝疾患について、「肝炎研究十カ年戦略」に基づく研究を推進する。あわせて、肝炎情報センター、拠点病院等は、肝硬変及び肝がんを含む肝疾患に係る肝炎医療の水準の向上等を図るため、医療従事者への研修及び情報提供等を推進する。	・肝炎総合対策の推進に資するよう、「肝炎研究10カ年戦略」に基づき、肝炎に関する基礎、臨床及び疫学研究等を総合的に推進。 ・国立国際医療研究センター肝炎情報センターにおいて、医療従事者を対象とした研修会を実施。 ・肝炎患者等支援対策事業を通じて肝炎専門医療従事者研修や一般医療従事者研修を実施し、人材育成を推進。			変更無し	
117	イ	都道府県、拠点病院等は、肝炎から進行した肝硬変及び肝がん患者を含む肝炎患者等及びその家族等の不安を軽減するための情報提供に努めるとともに、肝炎患者等及びその家族等と、医師をはじめとした医療従事者とのコミュニケーションの場を提供することが重要である。国及び肝炎情報センターは、都道府県等のこうした取組に対して、必要な技術的支援を行う。	・肝疾患診療連携拠点病院に肝疾患相談センターが設置され、肝炎患者とその家族の肝炎に対する不安や疑問に対応。 ・肝炎患者等支援対策事業の一環として、地域の実情に応じた肝炎患者や家族等に対する支援対策事業を実施。 ・肝炎情報センター戦略的強化事業の一環として、拠点病院による家族支援講座を実施。 ・国立国際医療研究センター肝炎情報センターでは、肝疾患診療連携拠点病院の肝疾患相談センターの相談員を対象とした研修会を実施。 ・肝炎情報センターで肝疾患患者相談支援システムを運用。			変更無し	
118	ウ	平成二十二年度から、一定の条件の下、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）における身体障害として、新たに肝臓機能障害の一部について、障害認定の対象とされ、平成二十八年度よりその対象を広げたところであり、その認定状況の把握を行う。障害認定を受けた者の肝臓移植、肝臓移植後の抗免疫療法とそれらに伴う医療については、自立支援医療（更生医療）の対象となっており、引き続き当該措置を継続する。	H28年度に身体障害認定（肝臓機能障害）の認定基準の見直しが行われ、要件の緩和、対象の拡大がなされた。			H28年度の見直しに即して修正	

番号		肝炎対策基本指針（現行）	これまでの施策の実施概要	第26回肝炎対策推進協議会における患者団体・原告団からのご提案	各委員からのご提案	見直し方針（案）	備　　考
119	エ	国は、肝炎から進行した肝硬変及び肝がん患者に対する更なる支援の在り方について、従前の調査研究の結果、新たな治療法の開発状況その他の医療の状況、肝炎医療費助成や重症化予防事業等の施策の実施状況等を踏まえ、検討を進める。	H30年12月より肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業が開始され、R3年4月より要件の見直しが行われた。	国は、平成30年12月から開始された研究事業「肝炎から進行した肝硬変及び肝がん患者に対する支援事業」を、研究事業の制度の主旨等に沿うよう必要な見直しを図りつつ推進する。		令和3年4月の見直しの内容の周知徹底を図り、同事業の推進を図る旨に修正。	
		（３）地域の実情に応じた肝炎対策の推進					
120	ア	都道府県においては、肝炎対策基本法の趣旨に基づき、都道府県単位での肝炎対策を推進するための計画を策定する等、地域の実情に応じた肝炎対策を講じるための体制を構築し、管内市区町村、拠点病院をはじめとした医療関係者、肝炎患者等及びその他の関係者と連携して肝炎対策を推進することが望まれる。このため、国は、都道府県に対して、地域の実情に基づき、これらの関係者と協議のうえ、肝炎対策に係る計画及び目標の設定を図るよう促す。また、都道府県は、その実施状況の把握、評価及び見直しを実施することが重要である。 また、地方公共団体は、積極的に、国をはじめとする他の行政機関との連携を図りつつ肝炎対策を講じることが望まれる。この際、地域の実情に応じ、保健所等の活用を図ることも重要である。 なお、国及び肝炎情報センターは、地方公共団体が行うこれらの取組に対し、必要に応じ技術的支援等を行う。	・全ての都道府県において、肝炎対策推進のため、肝炎対策に特化した計画が策定又は都道府県策定に係る計画において位置づけ。 ・厚生労働科学研究「肝炎の病態指標の開発と肝炎対策の応用に関する研究（H29～R1）」、「肝炎総合対策の拡充への新たなアプローチに関する研究（R2～R4）」を実施。	都道府県においては、肝炎対策基本法の趣旨に基づき、都道府県単位での肝炎対策を推進するための計画を策定する等、地域の実情に応じた肝炎対策を講じるための体制を構築し、管内市区町村、拠点病院をはじめとした医療関係者、肝炎患者等及びその他の関係者と連携して肝炎対策を推進することが望まれる。このため、国は、都道府県に対して、地域の実情に基づきつつ、肝炎対策の実績が高いレベルで均てん化されることをめざし、これらの関係者と協議のうえ、肝炎対策に係る計画及び目標の設定を図るよう促す。また、都道府県は、その実施状況の把握、評価及び見直しを実施することが重要である。 また、地方公共団体は、積極的に、国をはじめとする他の行政機関との連携を図りつつ肝炎対策を講じることが望まれる。この際、地域の実情に応じ、保健所等の活用を図ることも重要である。 なお、国及び肝炎情報センターは、地方公共団体が行うこれらの取組に対し、必要に応じ技術的支援等を行う。		国及び肝炎情報センターは、都道府県間の肝炎対策の均てん化の観点も踏まえ、都道府県に対して、地域の実情に基づき、これらの関係者と協議のうえ、肝炎対策に係る計画及び目標の設定を図るよう促す、という趣旨で追記。	
121	イ	国及び肝炎情報センターは、都道府県間での肝炎医療の均てん化に資するよう、その実施状況に鑑み、適切な情報提供や助言を地方公共団体、拠点病院等に対して行うものとする。	・厚生労働科学研究「肝炎の病態指標の開発と肝炎対策の応用に関する研究（H29～R1）」、「肝炎総合対策の拡充への新たなアプローチに関する研究（R2～R4）」を実施。	国及び肝炎情報センターは、都道府県間での肝炎医療の均てん化に資するよう、その実施状況に鑑み、適切な情報提供や助言、さらに必要な指摘を地方公共団体、拠点病院等に対して行うものとする。		国及び肝炎情報センターは、適切な情報提供や助言を地方公共団体、拠点病院等に対して行い、更に必要な意見交換を行うという趣旨で追記。	
122			国及び自治体の肝炎対策の取組状況について肝炎対策推進協議会で報告。	ウ 国及び肝炎情報センターは、地方公共団体の検診体制・陽性者フォロー体制・相談体制、都道府県における肝炎医療提供体制の具体的状況や、ウイルス検査受検率、陽性者受診率、死亡率といった肝炎対策の実績を示す各種情報の収集と整理に努め、その結果を肝炎対策推進協議会に定期的に報告する。	それぞれの都道府県によって事情が異なるため、もう少し包括的な表現にしてはどうか。 （泉委員） 赤字の内容 実績数の確認、実績数の報告(は毎回望みます⇦肝炎対策推進協議会にて)評価、検討、先々に結びつけた研究　　等の文章内容　なら良いと思います。 （後藤委員）	変更無し （地方公共団体の取組の状況について、国が肝炎対策推進協議会で定期的に報告するという趣旨のことに関しては、第９（５）肝炎対策基本指針の見直し及び定期報告に記載されているため。）	
		（４）国民の責務に基づく取組					
123		肝炎対策基本法第６条の規定に鑑み、肝炎対策は、肝炎患者等とその家族等を含めた国民が主体的かつ積極的に活動する必要があり、以下の取組を進めることが重要である。				変更無し	
124	ア	肝炎は放置すると肝硬変や肝がんという重篤な病態へと進展する可能性があり、各人の健康保持及び生命に重大な影響をもたらし得る疾病であることを十分認識して、国民一人一人が、少なくとも一回は肝炎ウイルス検査を受検し、自身の肝炎ウイルス感染の有無を確認するとともに、必要に応じて精密検査の受診等の適切な行動を起こすよう努めること。	・国民への普及啓発として、「肝炎総合対策国民運動事業（知って、肝炎プロジェクト）」を通じて普及啓発を推進。 ・厚生労働科学研究で実施された「平成29年度肝炎検査受検状況実態把握調査（国民調査）」では未受検者はB型で約3割、C型で約4割。			変更無し	

番号		肝炎対策基本指針（現行）	これまでの施策の実施概要	第26回肝炎対策推進協議会における患者団体・原告団からのご提案	各委員からのご提案	見直し方針（案）	備　考
125	イ	国民一人一人が、肝炎ウイルスへの新たな感染の可能性がある行為について正しい知識を持ち、新たな感染が生じないよう適切に行動すること。また、肝炎ウイルスの感染に関する知識が不足していること等により、肝炎患者等に対する不当な差別や、それに伴う肝炎患者等の精神的な負担が生じることのないよう、正しい知識を身に付け、適切な対応に努めること。	・国及び地方公共団体による普及啓発（「肝炎総合対策国民運動事業（知って、肝炎プロジェクト）」を通じた普及及啓発の推進）の実施。 ・肝炎情報センターHPによる情報提供の実施。 ・厚生労働科学研究「肝炎ウイルス感染者の偏見や差別による被害防止への効果的な手法の確立に関する研究（H29～R1）」、「ソーシャルメディアなどを活用した肝炎ウイルス感染者の偏見差別の解消を目指した研究（R2～R4）」を実施。			変更無し	
		（５）肝炎対策基本指針の見直し及び定期報告					
126		肝炎対策基本法第九条第五項においては、「厚生労働大臣は、肝炎医療に関する状況の変化を勘案し、及び肝炎対策の効果に関する評価を踏まえ、少なくとも五年ごとに、肝炎対策基本指針に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。」とされている。 本指針は、肝炎を巡る現状を踏まえ、肝炎対策を総合的に推進するために基本となる事項について定めたものである。本指針に定める取組に関し、国は、国、地方公共団体等における取組の状況について、定期的に調査及び評価を行い、肝炎を巡る状況変化を的確に捉えた上で、必要があるときは、改正から五年を経過する前であっても、本指針について検討を加え、改正するものとする。なお、本指針に定められた取組の状況について、国は肝炎対策推進協議会に定期的に報告するものとする。	・肝炎対策推進協議会において、肝炎患者・経験者、医療従事者が参加し、肝炎対策の推進を検討。 ・肝炎対策基本指針に定められた取組状況を肝炎対策推進協議会へ定期的に報告。			変更無し	
		その他ご意見					
127							